

第八十七回 参議院商工委員会議録第七号

午前十時十二分開会

昭和五十四年四月二十六日(木曜日)

午前十時十二分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

柿沢

弘治君

補欠選任

有田

一寿君

有田

<p

を科するというような過酷な状況になつておる。

局が取引近代化のために努力をしたらどうなんだと、そういう点が実は強調されておったんです。したがつて、そういう実態というものを十分御認識になつて、いるのかどうか。いま言ったように確かに近つてはいるのかどうか。いま言ったように確かに近代化はできないというお話をござりますが、そういう具体的な取引実態というものを御認識になつてはいるのかどうか。そういう点をひとつお伺いいたします。

なり、多數の千三百六十社を対象に調査などをいろいろいたしておるところでございます。

企業が書面契約を現実にやっておるかというよ
うなペーセンテージについて具体的に申し上げます

と、本当の意味での書面契約を取り交わしているのは昨年の時点ではまだ一八%にすぎない。それから、伝票等で処理をしているものが七四%である。それから、何もそいつた書類を使っておらないものが八%である。こういったような状況などもございまして、私どもとしても実態の把握に努めているわけでございます。

ただいま、いま先生の御指揮のございましたうな値段を後で決めるといふよ
うな具体的なお話がございましたけれども、こういったやり方は、經營合理化を著しく阻害するといつたような意味におきまして、私ども産業政策当局にとっても好ましいものではございませんし、また下請代金支払遅延等防止法としてももういったやり方は禁止されておるといったようなことでございますし、この問題につきましてはさらに関係当局とも十分御連絡をとりまして、厳密に対処いたしたい、かように考える次第でござります。

な実態等につきましてお話をありますて、近代的でない取引慣行を合理的なもの、近代的なものにへ行うためには、たとえば、独禁法の体系の中での公正取引に該当する一切の行為は、この体系でしかるべき対処すべきだと自分は思うということが一つ。

第二点としては、下請関係につきましては、下請代金支払遅延等防止法の体系の中で定められた手続によつて当然これは処理すべきであるというふうに思つておるが、この点を強調されてゐるわけであります。ところが、残念なことに、このようないわゆるお考え方がありましても、きのうたとえば公正取引委員会が三越の押しつけ商法につきまして、昨年の実態等についてそれぞれぞれいわゆる調査をした上で、ことしの四月に排除勧告をした。残念ながら昨日三越は、その排除勧告に対しまして、従わざに、審判を要請したということになつて、いるわけであります。

取引の実態で、独禁法の体系の中で処置すべきものは処置してもらいたい、というようなことを強調されましても、実際に審判に持ち込む——審判は、これは制度上あるわけありますから、持ち込むことをどうのこうのと言うつもりはございませんけれども、事実問題として長期化する。たとえば、昭和五十一年の日本楽器の事件も、いまだ審決がおりてない、審判中である。今回、私は、三越への排除勧告に対する審判も相当長期化するのではないか。こういうことになつてしまりますと、私は局長のお考えになつていて、それぞれの法体系のもとで処置をすることは当然だと、思うということを強調されました。が、実態は、なかなか遠い道のりを歩くようなものではないか。という感じなきにしもあらずなんですね。ですから、私は考え方としてはうなづくものがあるのであります。が、この三越の問題等を考えましたときに、このいわゆる法体系以外に、通産省として、たとえば先ほど申し上げた取引近代化推進協議会というものをお持ちになっているようですが、

これは業者の自主努力の一環であります。もう少し指導の強化という点について具体的な措置を

もし 支援
るわけでござ

○政府委員(栗原昭平君) 私の衆議院におきます
答弁におきまして、いま御指摘のあつたようなこ
とを申し上げたかと思いますが、考え方をいたし
まして、違法なもの、非常に悪質なもの、そうい
ったものにつきましては、ただいまお話をござい
ましたように、独禁法体系なりあるいは下請法の
体系なり、こういったもので本来対処すべきであ
る。しかし、違法ではないけれども近代化の上か
ら望ましくないようなもの、非常にくれたシス
tems、そういうものにつきましては、これはも
う当然運営者の役割りといたしまして、この部分
については、われわれとしてもできるだけ、より
近代的なものに変えていく努力をする必要がある
と。一応そういう仕分けで申し上げたわけですが
いますが、もちろん違法であるもの、悪質である
ものは当然処罰の対象になるわけでござります
が、その前段階として、私ども行政当局といたし
まして、当然何らかのガイドライン的なものと
いうようなものなども考えまして、当然事前に何
らかの措置をすべきではないかという御指摘もあ
るうかと思います。
ただいまの三越の件につきましても、これは百
貨店を所管いたしますのは産業政策局でございま
して、とりあえず私どもとは別の問題でございま
すけれども、当然そういった意味で、事前にいろ
いろ百貨店協会等に対しても御指摘があつたかと
思いますけれども、私どもといたしましては、で
きるだけ幅広く全体としての取引改善の中で、そ
ういった事前予防的なものも含めまして措置を考
えていきたい、かよう存じておる次第でござい
ます。そういった意味で、業界全体の総意を得な
がら、現在纖維の取引近代化推進協議会の中で、
歩みは必ずしも速いわけではございませんが、一
歩一歩着実に進めていただきたい、かよう要望

るわけでござります。
○国務大臣(江崎眞翁君) これは江崎通産大臣に私お尋ねをいたしておきますが、いまも局長からお話をあります。規制基準といふものを協会自身がつくりたいとしたように、三越の排除勧告が出来ましたとき、日本百貨店協会は、自主的に公正取引について規制基準といふものを協会自身がつくりたいということを実は述べているわけであります。このことと本楽器事件ではございませんけれども、百貨店の中で三越が、ほかも同じような似たようなことをやっているにもかかわらず、なぜ三越だけが問題を仰ぐ制度というのがあるのでござりますが、私は先ほど申し上げましたように、独禁法上審判になるのかというような考え方でもしも審判を仰ぐ、百貨店協会が自主的に規制基準を設けられるというのならば、これは私は業者のモラルと申しますか、社会的な立場から申し上げますても、一つ問題が残るのではないかと思うのですが、この販売方法を考えしていく、変更していくという態度が望ましい。その時点で、もしも私は三越さんと、こういうのならば、早急にその基準をおつくりになつて、そして三越自身がその基準に従つて、今後あっていいのではないかと思うのであります。この販売方法を社会的なモラルというのとを前提にいたしまして、こういう制度があるから、争うつもりはないけれども、反省すべき点は反省するというよくなきよなは何か常務さんの談話が載つておりますけれども、そういうお気持ちがあるならば、素直にもつと物事を考えて、社会的なやはり批判にこたえていくという態度が望ましいと思うのであります。大臣のお考えがありますればお伺いいたしたいと思うのであります。

ういう基準ができることは、むしろ奨励されていい

いとしきふうに思ひます。
それから、これは三越に限りませんが、最近の
大型店舗等々との競合において必ずしも——ああ
いうデパートが買い手の立場に回るわけですね、
商品を仕入れる場合に。売り手との関係が、そん
なに買い方が強いものではない。それは大量に仕
入れて、もっと安いものを売ろうという、い

向とマッチするかどうか、若干の疑問を持つておるものでございますが、そういう点から考えましても、やはり取引の近代化ということは、先ほど局長からお話をございましたように、大変むずかしい問題ではありますけれども、具体的に改善の措置を一步一歩やっぽり進んでいくという体制で今後も続けられたいということを希望しておきたいと思うわけであります。

も、やはりこれは基本的には当事者間の問題であるというふうに私どもも考えておる次第でござります。そういう意味で、政府が個別の加工貿易決定に一般的に介入するということは考えにくいくわけでございますけれども、ただ不當に低い加工貿易を押しつけるというような場合には、これは私は独禁法の不公正取引の対象になり得ると思います。それから、その加工貿易を決める場合の両者間に

わけであります。昨年の繊維製品の関係からまことに申しますれば、韓国が十億三千五百十四万七千ドル、台湾が二億八千百八十八万三千ドル、香港が一億四千四百六千ドル、これは「貿易動向」の三月号、おたくの通商調査課の資料に基づきまとめておこう。どうぞ参考になさってください。

さゆりじょ が下り

無理難題を本当に吹っかけるほど強いのかどうなのか、この辺には大変疑問があるということを、これはデパート経営者の一般論として私、耳にしたことがあります。そういう見解が聞かれるにしても、いま森下さんがおっしゃるように、自主的な一つの基準ができれば、大変それは結構なことですし、消費者を初め一般国民にもそれは知悉されるわけですね。特に取引上、大変有力な基準になるとなるですから、ぜひそういう機運があわば、それを醸成することは望ましいというふうに私も考えます。

一番目の問題は、私この間参考人の間におきましても、やはり加工賃の問題について相当御意見があつたわけあります。特にゼンセン同盟の宇佐美さんからは、加工賃が高くないために低賃金をどうしても強いられてしまう。そのためにはますます細分化というような形で、「一重、三重の下請構造が進行してしまって、いよいよ家内労働への依存度が高まってくるような結果になる。これはいま審議いたしております構造改善事業の趣旨と相反するような結果になる」という点について御意見があつたわけであります。その他の参考人からも「加工賃をもう少し何らかの形で基準と申しますか、ある一定の地域最賃制と同じように加工賃の問題についても考えてくれたらどうなんだ」というような御意見も具体的に実はあつたわけであります。もちろん業者と業者とのお話し合い

これは下請代金支払遅延防止法の規制の対象にならない場合にばかり得るというふうに考えます。それ以外に、先生御承知のように、家内労働法という法律がございまして、この法律に基づきまして、むしろ家内労働においては実質最賃に近いような考え方で、ござつてはやはり加工賃の水準というものもある程度規制をすべきではないかということから、この水準についての取り決めができるような形になつております。これは労働省の所管の法律でございますが、私どもいたしましても、地域別にこの家内労働法に基づきます加工賃の決定等が行われます場合には、特に業界その他の連絡を行なつてまいりたい、そういうべき指導というものはしてまいりたい、そういうふうに考へているわけでござります。

あると、いわば五分の一程度というような数字になります。この問題が出てくるわけであります。でありますから、私は数字上の問題からまいりますと、参考人の方が御指摘になりましたように、從来どおりやはり韓国が一番主体であります。台湾、香港、そういうような三つが特に関心を呼ぶものであります。さて、さほど中国の繊維製品のわが国への輸入については余り大きな問題点はないのではないかという感じが実はするわけであります。そういう点について、現在の中国からの輸入の問題それから今後の中国側から日本に対する輸出、「本は輸入するわけであります、そういう問題点がどう発展していくのか、どういうような動向を示していくのか、見通しがありますればお尋ねいたしておきたいと思うのであります。

○森下昭司君 この問題は、しばらく私は事態の観測をいたしたいという気持ちを持つてゐるわけですが、まあ私自身いたしましては、やはり返品の問題などを考えてまいりますと、スーパーにいたしましても百貨店にいたしましても、従来同様の経営の形態を続けていくことが、果たして國民の消費という立場から妥当かどうかといふ議論になつてくるのではないだろうか。たとえば百貨店でも、つい一週間ぐらい前までは高い値段がついておつたものが、一応バーゲンの時期になりますれば、それが半額になつてしまふというような、要するに販売の仕方をたまたま私がも見受けるわけですが、そういうようなことをいつまでもいつまでも続けていくことが、生ほど申し上げたように、果たして國民の消費的傾向をいたしますが、まあ私自身いたしましては、やはり返品の問題などを考えてまいりますと、スーパーにいたしましても百貨店にいたしましても、従来同様の経営の形態を続けていくことが、果たして國民の消費という立場から妥当かどうかといふ議論になつてくるのではないだろうか。たとえば百貨店でも、つい一週間ぐらい前までは高い値段がついておつたものが、一応バーゲンの時期になりますれば、それが半額になつてしまふというような、要するに販売の仕方をたまたま私がも見受けるわけですが、そういうようなことをいつまでもいつまでも続けていくことが、生

なやはり加工賃の決定の段階におきましても、余りにも、不适当さという言葉は適當かどうかは別にいたしましても、余りにも安い加工賃であればどうしても賃金にしわ寄せがいくと、いう結果になるわけでありまして、その辺はやはり労働省等と連絡をいたしまして、通産省がある一定のやはり加工賃が確保できるよう業界に指導勧告をするとか、指導を強化していくと、いう考え方があつて、いいのではないかと思うのであります。が、加工賃問題についてひとつお考えを承りたい。

○政府委員(栗原昭平君) 加工賃の水準を具体的にどう考えるかという一般的な考え方につきましては、ただいま先生もお話をございましたけれども

○森下昭司君 加工貿易問題につきましてはいろいろと論議を呼びどころでありますて、今後またお話をありました趣旨に沿つて御努力を願つておきたいと思うわけであります。

そこで、時間の関係もござりますので、また参考人の御意見の中で、秩序ある輸入ということを前提にいたしまして幾つか問題が出されていたわけであります。その中である参考人から、私はどういたしましては差戻途上国、中淮国ですか、そういう国々からの追い上げということが問題になつておりますときには、たとえば香港でありますとか台湾あるいは韓国というものが、従来非常に意識の対象になつておったということであつたのであります。が、先日の参考人のある方からは、中國の織維製品について若干の実は問題提起があつた

○政府委員(栗原昭平君) わが國と中國との織維貿易でございますが、中國からの輸入のわが国織維輸入に占めますシェアでござりますけれども、ここ数年間見てみると大体十数%程度で、余りシェアが伸びてているという数字には相なつおりません。そういう意味では先生御指摘のように余り心配がないではないかという見方もできわけでございますが、日中國交回復以来、その日の貿易あるいは経済関係をさらに拡大させよういう全般の流れの中で、織維につきましてもぜひとも中国との取引を進めたいという業界の中のムードというものは御承知のように非常に高うござります。さらにその裏づけをなしますものは特に最も織維の取引相手でござります韓国でございまが、この韓国が特に最近労賃が非常に上がつて

ります。年率にして三割以上も上がっているというような状況もございまして、これからはむしろ韓国よりも中国ではないかというような業界としての一つの先行きについての見方というものもございまして、中国中国という声が非常に昨日強くなったわけでございますが、実際のここ数ヶ月の動きを見ますと、昨年の末ぐらいまではかなり数量的にも増加したという傾向がございましたけれども、ことしに入つてからやや落ちつきぎみでありますし、それと同時に納期についてかなり長期間を要するというような問題もございまして、必ずしもスムーズに商取引が進行するような状況にはないというものが実態だらうかと思っております。ただ、将来どうかというお話をございますが、将来はやはり全般的に日中の貿易取引なり経済関係というものを拡大させようというわが国の方針の中で、織維の貿易も漸次拡大するといふには思いますが、これはいろいろ織維につきましては両国間の経済情勢その他諸条件いろいろございますので、必ずしも明確に申し上げられませんけれども、やはり漸次拡大する方向にはまいるのではないか、かように存する次第でございます。

○森下昭司君 先般、やはり局長がお答えになつ

ている中で、香港、台湾、韓国で昨年は全般的輸入の六割強に当たつてると、そして将来のいわゆる見通しといたしましてたとえば、これら三つの地域の状況からまいりますと、合織関係は一

九七〇年にはわが国の四分の一程度でありましたが、それが一九七七年には約五割の設備を持つたと、それがまた紡績関係の生産設備能力におきましても、一九七〇年はわが国の四分の一程度でありましたが、これが現在は二分の一程度に能効がふえてきた、生産数量からまいりますと、わが国と比較いたしまして合織は七〇年一五%程度のものが現在五三%生産している、紡績関係はも

うわが国と同じ水準にあるのではないか。紡織物は七〇年が二八%でありましたが、現在はもう七〇%の生産能力を持つてゐるということをお述べになつていて、やはり具体的な数字からまいりますれば、将来もまた現在と同じように台湾、香港、韓国この三つの地域からの輸入問題をどう扱つていくかということが、わが国の秩序ある輸入をどう具体的に展開をしていくかということにも通ずるというような御趣旨のお話があるわけでありまして、いまの中国の先行き見通しの問題等を関連をいたしますと、韓国が年々労賃が三割程度上がって、韓国から今度は中国ではないかといふような業界の御意見は、やや私、早計的な御判断ではないだらうか。いまの設備能力あるいは生産能力という点から考えますれば、将来にわたりましてやはりこの三つの地域はわが国にとって重要な追い上げ国であることは間違いないといふう一度中国との相対比較関係の上に立つてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(栗原昭平君) 韓国、台湾、香港等近隣の発展途上国におきます織維に対する取り組みという意欲は非常に強いものがございまして、もうすでに国内の自給化は当然達成しております。ただし、まだわが国のアバレルとの関係とか、あるいは知識集約型の状況から比べますれば、私は相当な隔たりがあるのではないかと思うのであります。生産能力、設備能力からまことに私も思います。

○森下昭司君 中国は、先般ピエール・カルダンが初めてやってきてファッショニヨンショを北京で開催したことが重大ニュースのように伝わるわけ

でありまして、まだわが国のアバレルとの関係とか、あるいは知識集約型の状況から比べます

れば、私は相当な隔たりがあるのではないかと思

うのであります。生産能力、設備能力からまことに私も思います。

○政府委員(栗原昭平君) 韓国、台湾、香港等近隣の発展途上国におきます織維に対する取り組み

といふう一度中国との相対比較関係の上に立つてお

">×

題もござりますし、それは否定することはできな

いと思います。ただ、いま非常に大きな絶対的な格差がすぐに縮まるかと申しますと、これはなかなかそう簡単には縮まらないので、やはり今後と

もわが国との関係におきましては、韓国というものが輸入の相手先としては非常に大きなウエート

を占めるであろう、かように考へるわけでござい

ます。中国につきましてはそう簡単にシフトする

というような問題ではないと思いますけれども、

やはり長期的に見ますれば、輸入の相手としては

かなりのウエートを持つた国になるんではない

か、かように考えておる次第でございます。

○森下昭司君 中国は、先般ピエール・カルダン

が初めてやってきてファッショニヨンショを北京で

開催したことが重大ニュースのように伝わるわけ

でありまして、まだわが国のアバレルとの関

係とか、あるいは知識集約型の状況から比べます

れば、私は相当な隔たりがあるのではないかと思

うのであります。生産能力、設備能力からまことに私も思います。

○馬場富君 最初にニット関係で、先般愛知県の岡崎を中心としたニットの産地で、三友、真和ニット協同組合の倒産のため、産地の六〇%の生産

を占める組合だけに大きい打撃を与えております

韓国とか。日本は、いま御指摘のように、協定どおりということで三年間向こうと話し合いがつい

ております。

○政府委員(栗原昭平君) たゞいまお話のござい

ましたように、真和ニット工業組合が三月の三十

日に、四月の三日には三友ニット協同組合が、

さらにその翌四日には濠綿がそれぞれ破産の申し

立てを行ひまして、いわゆる濠綿グループ全般と

しての経営破綻が表面化することになったわけでござります。

○政府委員(栗原昭平君) たゞいまお話のござい

ましたように、真和ニット工業組合が三月の三十

日に、四月の三日には三友ニット協同組合が、

さらにその翌四日には濠綿がそれぞれ破産の申し

立てを行ひまして、いわゆる濠綿グループ全般と

対しまして支援の失敗、不良債権の膨大化と、こういったような事情が重なりましてこういった事態に追い込まれられた。さらに、資金繰りの悪化に対応しまして融手がかなり発行されたというようなことから、県当局あるいは通産局等もこの破産の一月ほど前からずいぶん支援を申し上げたわけですが、金融機関としてもこの融手問題等もございまして、最終的にはやむを得ず今日の事態になつたと、かように経過としては承知をいたしております。お尋ねの件はございません。

監督指導がどのようになされておつたかという点と、融手の乱発等については事前に気がつかなかつたのかどうかと、こういう点ですしがいかがでしょ。

がれないと、いうような状況まで出てきているわけです。そういう点で、やはり立ち直りのために現在を要望されることは、借入金の金利の点ですね。それからもう一つは、やはり期間の延長の問題と担保の問題が非常に結局関係業者から強く訴えられておるわけですが、この点について何かお考えがあるかどうか、御説明願いたいと思うんです。

○説明員(山口務君) 関連企業に対しましては、御承知のように、国、県及び市の方で倒産闘争融資を実施いたしておりますわけでございます。国の金利は、直近全国二年二月二日まで、特別割り引きにつけて、直近全国二年二月二日まで、特別割り引きにつけて、

○政府委員(栗原昭平君) この三社の倒産に関連いたしまして、地元の関連業界におきまして御指導のような信用不安的な動きがござります。地元の業界におきましても産地の信用回復のためにいろいろな活動をなされておりますけれども、私どもいたしましても県等と協力いたしまして、通商局が関連の商社二つまとめて原糸の共販、土産等で指導をすべきであると思いますが、この点どうでしようか。

なお、この三者の負債総額は全体で百八十四億円というふうに私どもとしては聞いております。こういった状況に対しまして私どもとしては、まず影響の面でございますが、この三者の生産ウエートというものは岡崎地区の三割を占めるという状況でござりますし、関連企業も九十社程度あるということでございまして、特にこの地区的関連中小企業に対します影響を懸念をいたしております。

これに対します関連中小企業対策をいたしましたことは、名古屋通産局に岡崎地区ニット産業緊急対策室を設置いたしまして、県、市、関係機関、財務局あるいは金融機関などとも密接に連絡をとらせてまして、現地相談会の開催、あるいは中小企業の倒産対策緊急融資制度の活用、信用保険法に基づきます倒産関連保険の適用、下請中小企業に対する取引のあっせん等の措置を講じてまいりましたわけでございます。また、愛知県岡崎市におきましても、緊急融資、利子補給等の緊急対策を講じられております。こういった対策を全体として活用することによりまして、できるだけ関連企業への影響を極力回避しますように、私どもとしても一段の努力を払つてしまりたいと、かようにな存ずる次第でございます。

すましたところでござります。こなしつた中で
今回の不幸なケースが発生したわけでござります
が、私どもいたしましては、構造改善計画の意
図において誤りがあつたということでなしに、実
際の運用の面でいろいろ問題があつたと考えてお
ります。運用と申しますのは、具体的に申します
と、たとえば三友ニットの場合には組合員からだ
けではなくて、組合員以外の人から製品を大量に
購入して販売するといったような事業をやつて、
それがうまくいかなかつたというような、構造改
善事業以外の事業の失敗というようなものが一つ
の大きな原因となつておるというようなこともござ
りますし、あるいは経営者につきましてもこう
いったトップマネージメントにおいてかなり問題
があつたというふうにも考えておるわけでござい
ますが、今回のこの不幸なケースにつきましては
私どもも十分このケースの実態を把握いたしまし
て、われわれにとつての教訓といたしまして、今
後の運用についても十分役所としても配慮をして
まいりたいと、かようにな存するわけでございます。
なお、融手等の問題につきましては、わりあい
最近の時点に至るまで承知しておらなかつたとい
うふうに報告を受けている次第でございます。
○馬場富君 特に融手の乱発が三十億円に上る
と、こういうふうな数字も言われておるわけで

利子補給あるいは保証料の補助といふものをやつしておきましては、通常金利にかえましては六・三%ないし六・八%となっておりますが、これを補完いたします意味で市の方でもありますけれども、既存の借り入れにつきましては、従来から不況業種に属します企業につきましては、その実態に応じまして借入金利の軽減措置を講ずる、こういう対応策をとっておりますので、今回の岡崎地区のニット業者につきましてはこの運用をきめ細かくやっていくということを対処してまいりたいと思っております。

○馬場富君 この点ひとつ通産、県、市とも連携の上、やはり強力な推進をお願いしたいことを要望するわけです。

次に、この地域にやはり二百七十社のニット業者があるわけです。ところが、この中でやはり倒産の被害を受けたのは八十五社ということに私の方の調べではなっておるわけですが、実はもちろん関係者はそういう直接の被害ですけれども關係のない業者まで実は波動を受けて困り果てておる。特にその中で、いままでやはりニット製品と申しますが、これは大商社が取引となつて行われておる点がほとんど主体なんですね。そういう点でやはり

西脇が関連の商社は文にして、原稿の作成に専念して、
の継続等につきまして文書あるいは口頭をもつて、
強く協力要請を行つておるという次第でございま
す。細かい点は省略いたしましたけれども、今後も
産地の混亂を回避するために機会をとらえまして
関連業界に働きかけを行つていただきたいと、かよう
に存する次第でございます。

○馬場富君 特に取引関係にある大手に対して、
やはり関係のない業者について手控えのないよう
な従来どおりの仕事を継続することを強く指導し
てもらいたいと思います。それから、この倒産の
ために関係より出た商品がニット商品にして五十五
万枚ほど浮いておると、こういうふうに言われて
おるわけですよ。これは倒産の影響から商品がス
トックされたというか、そういう対象のために取
引の対象外に外されてきたといふことが言われる
わけですが、秋の需要期を控えてこれが不当処分
される傾向が非常に強いと。そのために一般の販
引の値段等について大きくこれを引き回していく、
というような傾向がもう強く心配されておるわけ
ですけれども、この点についての当局の対策をひ
とつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(栗原昭平君) ただいま御指摘のよ
り、この三社につきまして愛知県の資料によりま
すとかなり大量の在庫が残つておるということは、

善事業の通産の指導のもとに行われておる組合でありますし、真和についても、やはり通産省の指導のもとに行われておる組合であるということです。さしますけれども、そういう点について、その

れども、関連社の関係にもそのためにもう立ち上
げます。ここらあたりは非常に致命的な打撃でもある
し、また関係者に大きい波紋を与えておるという
状況ですから、やはり関係組合員ももちろんだけ
でなく、

の八十五社以外のあと三分の一に当たる業界についても、非常に大手商社が手控えをしてしまって仕事がないという現象が起こつておるわけであります。この点について当然関係当局としてそういう

私どもも承知いたしております。この破産企業の在庫処分につきましては、いろいろ資金弁済でありますとか債権者等の関連がございますので、その円滑な処理が要求されるという必要性もあると

けでございますけれども、一方御指摘のようになりますと、市況にも非常に影響が出てくるということになります。

配もあるわけでございまして、こういった問題につきましては実はその程度の報告しかまだ私ども受けおりませんけれども、地元につきましてはやや大きいのではないかというような感じも持つておりますけれども、さらにもう少し実情については把握をいたしまして、適切な指導を申し上げるふうに考えておるわけでございというふうに、かように考えておるわけでございます。

○馬場富君 この問題につきまして、大臣に最後に岡崎といえども、ニットの産地、そのニットの中でもう三友、真和、藻綿あたりが崩れてくると、あの地域では実際三十億からの融手の乱発からいつて、もうこれは本当に岡崎のニットが立ち上がりえない問題になってくるんではないかということが予想されておるわけですが、その点についてやはりそういう伝統的な産業でもございます。また産地有力産業でもあるわけですから、そういう点に付けて、今後も消費者筋の手控えが行われるなんというようなことになりますと、これは地域ぐるみの不況を招きかねませんし、また零細なこれら中小企業者にとっても大変な痛手でありますので、十分名古屋通産局とも連絡を密にいたしまして、いま局長が申しましたように、万全の策をとつてしまりたいと考えます。

○馬場富君 ここで大臣、きょう箱根でエネルギー問題の専門家会議が行われておりますが、これには天谷エネルギー庁長官も出席しておるわけですけれども、この会議の趣旨と、日本としてのこ

れに対する腹構えを聞かかしていただきたい、こう思います。

○国務大臣(江崎貞造君) サミットにおいてこのエネルギーの問題が大きく取り上げられることは、当然考えられるわけであります。先ごろの理事者レベルの打合会におきました、わが国がエネルギー一問題についてのポジションペーパーを担当することになりました。いま天谷エネルギー庁長官が中心になってこのポジションペーパーの成文化を進めておるところであります。この案の完璧を期して理事者クラスの検討が行われる。また、ポジションペーパーに漏れはないのかどうかということが話し合いの対象になるわけであります

が、その目標ところは、第一は、イランの政変以来石油が減産し、いわゆる二百万バレル・ペースで、これだけ足りないということとから、五%の節約を御承知のとおりIEA加盟国が推進をする、こうしたてまえからこれがどう実施されるのか、この節約の実施についてまず議論が行われます。

それから、あと第二点としては、石炭でありますとかの液化技術、原子力等の代替エネルギーをどうするか、これがやはり問題になります。それから、太陽熱であるとか核融合であるとか、そういう次的新しいエネルギーを開拓する研究を進めるか、こういったことが問題になる、ボジションペーパーの中心議題であろう、こういうふうに私ども考えて進めておるわけであります。

○馬場富君 最後に、同じ立場がやはり日本に受けて、今後も消費者筋の手控えが行われるなんというようなことになりますと、これは地域ぐるみの不況を招きかねませんし、また零細なこれら中小企業者にとっても大変な痛手でありますので、十分名古屋通産局とも連絡を密にいたしまして、いま局長が申しましたように、万全の策をとつてしまりたいと考えます。

○馬場富君 ここで大臣、きょう箱根でエネルギー問題の専門家会議が行われておりますが、これには天谷エネルギー庁長官も出席しておるわけですけれども、この会議の趣旨と、日本としてのこ

る必要があります。ただ言えることは、石油の値段がどんどん上がつてしまりますと、後進国としては非常に困った立場に追い込まれることは、これはもう前の石油ショックに見ても明らかであります。したがつて、後進国このエネルギー開発に対する協力をどうするのかということは、今までこの五%節約は徹底しなければならないといふことで、先ごろも、もう少し徹底してこの節約対策が進められるよう官公庁を始め民間にも呼

びかけたところであります。

それからまた、これが話題になればわが国としてもより応分の協力をしていくことは、これが必要なことだと思いますし、それぞれの関係諸国と話し合いをしながら進めてまいりたいといふふうに考えます。ただ、何か新聞では、昨年 Carter大統領が五億ドル程度の基金を設けて、そうして途上国に対するエネルギー開拓援助に協力をするという、相当具体的な説明が加えられておりましたが、そういうことは、あるいは会議の中身で話し合いがなされたかもしれません、積極的にそういう話し合いがポン・サミットにおいて進められたということはないというふうに承知いたしております。

○馬場富君 最後に、同じ立場がやはり日本にも、一つは発展途上国以外にも言えるんじゃないかも。それはいま当局が行われている省エネルギー対策もその一環ではないか。それとあわせまして、最近特に原油の値上がりから石油の大大幅上昇が発表されておりますけれども、ここらあたりの関係ですね、値上がりの問題と省エネルギー問題に対してわが国としての大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(江崎貞造君) 先ほど来申し上げておられますように、二百万バレル・ペースであります。かねての考え方はどうでしょうか。それはまだ具体的に問題になるかどうかといふことは具体化されておりません。結論から言いますと、推測記事ではないかというふうに考

がって、いまお尋ねの点に一言でお答えするならば、やはり節約の徹底、これの一語に尽きるかと
いうふうで思ひます。

○安武洋子君 今回の法改正によりまして、構造改善事業を行える事業主体が拡大されまして、大手原糸メーカーとか産元系列を通じまして、大商店などが構造改善の事業に参加していくことになります。そこで、こうしたことによりまして産地の系列化とかあるいは産元の参加の形態によりましては産地の混乱も予想されます。中小企業や下請企業が大企業の優越的な地位の利用によりまして被害を受けるという、こういう問題につきましては、こういう危険性があるということにつきましては、

ては私、せんだけの質問の中で申し述べました。織維業界に無用の混乱を起こすか、また質機も含めて中小零細企業がともに発展していくか、これは通産省の本法の運用に私はかかっていると思うんです。

そこで、法改正による新たな事態に対応する運用方針につきまして二、三お伺いしてまいります。

ます最初でござりますけれども、構造改善事業等の負担金です。特に商品開発センターの負担金と運営のあり方についてお伺いをしたいわけです。負担金につきましては、貯機などからは負担金ばかり取られて直接的なメリットがない、こういうふうな意見が出されております。また、参加企業からは、負担割合についてもこれはまだいろいろと意見の出ているところでござります。そして、新たに産元が加わりますと、本来設備等を持たない産元の負担をどうするのかという問題が出てくると思うんです。これらの問題についてどう対処をしていくお考えなのかお伺いをいたします。

それからまた、商品開発センターの成果といふものはこれは当然参加者全部の利益として還元される、こうなるのが当然だと思うわけです。産元等の参加でこれが損なわれることのないよう私等は厳密な指導をなさらないといけないと思うんですが、基本的なまずお考え方をお伺いいたします。

○政府委員(栗原昭平君) お話しのように、現在の構造改善計画の承認基準におきましては、構造改善の事業の実施者のすべてが費用の一部負担を行なうという要件に相なっております。この場合におきまして特に小規模の織維事業者の費用負担、これについてはもう少し義務づけを緩和すべきではないかといった要請が業界の一部からあることは、私どもも承知をいたしておるところでござります。このすべての人が費用の一部を負担をするべきであるという考え方には、やはりその費用の負担との見合いでおいて共同の施設の共同利用といったことをやっぱり皆さんにやつていただくということとのうらはの問題として義務づけが行われている、こういう考え方でございます。私どもとしましては、この実施者のすべての人が共同に利用するということが確保されるような、そういう趣旨に沿つた形が確保されるようなことであれば、ただいま御指摘の負担金というのも何らかの要件の緩和が考えられるのではないかというようなことも考えておりますし、この問題につきましてはそういった趣旨に沿つて可能であるかどうかが、その辺につきましてはさらにもう少し研究をしていただきたいというふうに考える次第でござります。

うこととのうらばらの問題として義務づけが行われている、こういう考え方でございます。私どもとしましては、この実施者のすべての人が共同に利用するということが確保されるような、そういう趣旨に沿った形が確保されるようなことであれば、ただいま御指摘の負担金というのものも何らかの要件の緩和が考えられるんではないかというようなことも考えておりますし、この問題につきましてはそういうたびに沿つて可能であるかどうか、その辺につきましてはさらにもう少し研究させていただきたいというふうに考える次第でござります。

○安武洋子君 いまの御答弁に重ねてお伺いをしますけれども、商品開発センターの設置が義務づけられておりますけれども、中小企業ではなかなかこういうことは容易なことではございません。構造改善事業をむずかしくしている一つの理由になつていようかとも思うわけなんです。しかしながら構造改善事業をむずかしくしている一つの理由は、構造改善事業をむずかしくしている一つの理由になつていようかとも思うわけなんです。しかし、設備リースを利用してしまして設備の近代化を図らうと、こういう意欲は持つていいわけです。商品開発と設備リースは密接不可分な関係でござりますけれども、当座は民間の研究機関を活用しないで、こういう考え方もござります。産元商社などどの参加によりまして、こうした考え方方は私は一層強くなつていくのではないかというふうに思ふんですけれども、どういうふうに対処されるでしょうか。
それからまた、大企業の研究機関を利用する場合、その成果とかノーハウなどがどうしても大企業に回されてしまふ、よい成果がグループに還されませんというふうなことも考えられるわけなんですね。こういう点の御指導はどうなさるでしょうか。
○政府委員(栗原昭平君) 私どもといったしまして、商品開発センターというものは、構造改善の事業の実施者によりまして共同して利用されまして、そして新しい商品なり新しい技術の開発にそれぞれ取り組んでいかれるということが望ましいというふうに考えておりますけれども、こういった趣旨に基づきまして考えてみますと、この共同の施設といふものが必ずしも自分がその施設を持つているということではなくてはならないというふうには実は考えてはおりません。したがいまして、その商品開発センターといったような共同の施設につきまして、これを他の人から賃借をする、リースを受けるというような場合も幅を広げて考えていいきたいというふうに実は考えておるわけでございます。ただ、その場合におきまして本当に目的にお借りしますというようなことで、実際には大企業の研究施設なり何なりを形の上だけで借りることにして、実際は余り使わないといふ

いたしまして、設備リースを別の面で受けようと
いうような、いわば脱法的な動きというのもも予
想されないではございませんので、そういうふた点
にも注意をいたしながら、リースなり他から借り
るということで、本当の意味での商品開発センター
の機能を備えておられるというようなものにつ
いては幅を持って弾力的に考えていただきたいと、か
のように考えておる次第でござります。

○安武洋子君 商社とか大手メーカーとかまたそ
のダミーそれから下請企業、こういうものはどう
してチェックしていくかということは私は大きな
問題だと思います。制度的に大企業や系列会社の
チェックが必要だということは申し上げるまでも
ないことなんです。幾ら中小企業に過重な負担が
かかるないようにするとか、大企業の優越的な地
位の乱用があればチェックすると、こういうこと
を言いましても、運用上のやはり担保がなければ
いけないと思います。現在でも大企業の資金とか
あるいは系列会社では出資企業の出資金、出資比
率あるいは役員派遣の企業名、それから役員構
成、取引関係があれば取引企業と取引形態、こう
いうものが確認できることになつております。構
造改善事業の全体計画の記載事項には、これはな
つてないわけなんです。参考資料にすぎないわ
けです。それで、今度系列の産元の参加などによ
つて指導上こういう資本関係とか取引関係は必須
事項になってくると思うのです。私は都道府県段
階の指導審査に当たつても、それから大臣の承認
に当たつても、指導機能を強めるためにもこれは
私、全体計画の記載事項としてやはり記載させ
る、そして厳密な指導をする必要があるのではないか
かるうかと、こういうふうに考えておりますけれ
ども、いかがお考えでございましょうか。

○政府委員(栗原昭平君) 大企業とのグループ化
につきまして、この運用におきましてそれが大企
業の不当な支配につながらないような運用とい
うのは、私ども十分心がけたいというふうに考
えています。この場合におきまして構造改善の事

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Hwang at (319) 356-4530 or via email at mhwang@uiowa.edu.

業計画の承認の段階、さらには承認後に引きましても、それぞれチェックをいたしたいと考えております。

具体的には、まず計画書の段階でござりますけれども、まず計画の内容の一つといいたしまして、計画の実施者につきまして記載した諸般の書類というものを出させまして、大企業自身につい

ではもとよりござりますけれども、大企業との
人的な関係、資本の関係、取引の関係というものの
を十分にチェックできるような体制というものを
考えたいというふうに存じております。そして、
その運用に当たりましては、法律の第四条第五項
に承認基準が定められておりますけれども、この
計画の内容が基本指針に照らしまして適切なもの

であるかどうか、こういった判断を行うことにいたしておられます。特に、大企業のグループ化によります不当な支配という問題につきましては、取引条件というものがやはり具体的にあらわれてくる現象としてとらえられる問題であるうかと思いまが、不当な取引条件といったものを中小企業に課さないよう、こういったことを防止するため、取引関係につきましても構造改善事業計画の内容として提出させたい、かように考えております。

この際に、先ほと先生御指揮のように過重な負担を課さない、特に小規模織維事業者について配慮するといったことでチェックをいたしたいといふうに考へておる次第でござります。

○安武洋子君 参考人の、先日、御意見をお聞きしました。参考人の御意見を聞きましても、それからまた産地の方々のお話を聞きましても、産地組合を一層活用していく必要があるのではないかというふうに思うわけです。これまで改善事業がうまく進まなかつたという一つの原因是、これまでいろいろ努力をなさつてこられてる産地組合というもの、これを活用しなかつた面も強いのではなかろうかと思うわけです。産地組合が軽視されてるため旗振りの方もいらっしゃらぬい、そして構造改善の意欲もなくしてしまふ、こ

にされておりますけれども、こういうことがやっぱり産地組合ですね、こういうものが軽視されてしまう中では意欲も損なわれてしまつわけです。ですから、いまでも旧来の仕事にしがみついていこう、好きこのんで旧来の仕事は捨てないんだと、そういう産地組合は私はないとと思うのです。やっぱり、これまでの蓄積を生かして産地組合、産地全体がやっぱり振興していくこと、事業も栄えさせていくこうというふうな御意見をお持ちなわけなんですねけれども、私はやっぱりこういう産地組合といふものを一層活用して、産地全体をやはり繁栄させていくというふうなことを考えなければならぬと思ふのです。そういう具体的な施策といたのはどういうふうにお考へてございましょうか、その点をお伺いいたします。

しては、織物業を中心にして組合というものが組織化の中心になっておりまして、各産地におきまして非常に重要な役割りを果たしております。こ

これまでの構造改善の運用に当たりましては、特に四十九年代の新しい異業種間連携——縦型の構造改善ということに当たりましては、既存の業種ご

との产地組合というのはとくに横の関係にござりますので、対応に戸惑いがあった、そういうった意味で、先日の参考人からのお話のように、自分た
よな”、一々二所へ、講習会等に付する取り

ちは必ずしも十分に新しい構造改善に対する取り組みができなかつたということを申しておられると思いますが、私といたしましては、やはりこの産地組合というものが現実で今まで長い期間に

わたって培った経験なりあるいは豊富な人材もお持ちでございます。そういった力をこれから構造改革の進捗にやつぱり積極的に活用していただき

追記の申請により、和解の成立したが、
きたいと、いうふうに存するわけでございまして、
そのためにもこの今回の法律の改正、延長を機に
、二二〇二二、産也四合二尋をもってはこの折

いたしまして、西北組合におきましてはこの新しい制度のまず周知徹底につきまして、ぜひ御協力をいただきたいというふうに思つております。その

化の登録指導員という制度をござりますけれども、こういった登録指導員には産地組合の職員を委嘱するといったようなことも考えたいと、かように存じております。こういったことを通じまして、新しい制度の普及あるいは指導、周知徹底といった面でひとつ積極的な役割を担つていただきたい、かように考えておる次第でございます。
○安武洋子君　いま御答弁にございましたその産地組合の指導員というのは、それは有償でござりますか。

○政府委員(栗原昭平君)　これは従来の制度としては無償でござります。

○安武洋子君 每日働いております機屋さんの意見を、十分なやつぱり工賃が保証されなければやつていけない、それから工賃が保証された上でい

今までの技術を向上させて、設備の近代化を図っていくというふうな御意見をお持ちなわけなんですね。構造改善、構造改善といいましても、織

布業界なんかでは機屋さんのこういう体制が整つていないと、いうのがいま非常に問題なわけなんです。私はやっぱり十分な工賃が保証される、そし

てそれを生かして技術も向上させていく。そして機械の設備も新しくすると、こういうふうなことが、体制が整っていなければ成果が上がるはず

がないと思はわけなんですが、こういう構造改善していくにも前提を欠かしてはだめだというふうに思っております。構造改善事業をおやりになると、うここの非常に大切にことづけられども、その

う対策をどうお取りになるのか。幾ら汗水を流しても、私が常に力むことによって、これまでの間、いま私が申し上げた前提条件を早急にやはり整備していくことが私は大切だと思う。こういう

て働いておりましても、有効な輸入規制とか逆輸入を目的とするような設備投資ですね、海外投資です、こういう見制がされて、なかなか、もう少しある

仕事の存亡が問われるというふうな状態にもなつて いるわけです。不合理な取引も改まっていらない

どうふうな状態です。ですからこういう面で
先日の参考人のお方も逆輸入の規制とか不合理な
取引の改善というのはやはり望んでおられたわけ

77

る。しかしそれにもかかわらず、有効な手段を産ではおとりになろうとしているというところに問題があるわけです。ですから、これでは基盤構造改善、構造改善と言う前に、やはり基盤を整備どころか、基盤をずっと突き崩していくところが、もうふうなことになってしまいます。ですから、私はここでお伺いしたいわけですが、本当に構造改善、構造改善と言つ前に、やはり基盤を整備していくといふなことを緊急にやつぱりなさらなければいけないし、いま申し上げた業界華げてやはり基盤を突き崩すような逆輸入の規制とか、あるいは不合理な取引改善とか、それから海外投資の規制ですね、逆輸入を目的とするような。こういうふうなものに対しても、やはり私は一定の政策をお出しにならなければいけないと思うのです。一体日本の織維産業を今後どのように発展させていくとお考えなのか。私、明確な政策展開の方向を大臣にお伺いいたしとうございます。

おるものでありますから、まあこういったものを一層きめ細かに運用をしていくことが大切であるというふうに考えておるところであります。

○安武洋子君 私、やはり織維業界全体を繁栄させしていくという観点では、やはり先ほども申しましたように、現地の機屋さんなどが工賃が十分に保障されなければならない。構造改善、構造改善と言う以前のやはり不公正な不合理な取引ですね、こういうものが改善されなければならない。その上に立つてやはり構造改善というものがなされるというふうにならなければ基本的な条件が整わなければならぬと言つておるんです。それからやはり、そういう条件を切り崩していくといふもので海外投資とか、あるいは逆輸入とか、それからこういうものがあるわけですから、こういふものに適切な、私は有効な手段、こういうものを規制していくといふ手段を講じられなければ、やはりこの織維業界を発展させていくといふふうなことにはならないと思うわけなんです。そういう点をどうお考えなのかということを再度お伺いさせていただきます。

○國務大臣(江崎直義君) それは、ですからわれわれは構造改善を進めようとしておるわけですね。

企業全体にやはり活力を持たせることがいま

の下請工賃を適正なものにしていくやはり基本に

なると思うんです。まあそのための構造改善であ

る、こういう説明ができると思うんです。いや、

それには中進国などの追い上げ、あるいは中進国

での合併企業の逆上陸、こういったものを制限す

べきではないか。もとよりそれも一つの御意見で

ありまするが、まあ日本のように貿易をもつて立

ち、しかも自由貿易体制を確保して今後貿易立国

としてやはり永久に立つていかなければならぬ

國柄としては、なかなかそれを規制するといふこ

とはむずかしい。ただ、その商品が多量に入つて

きて、しかも不適に安く売られるというときには、これは当然対策も措置もできます

が、いまのよう中進国と貿易のインバランスが

大きく存在するという段階では、現実の問題とし

てはなかなかむずかしいわけであります。そ

れで、知識集約型の構造改革をやつていこうと、一

方ではまたアペレル部門に重点を置いて日本のア

ペレル部門におけるおくれを取り戻すというよ

りまして、これは口で言ることはやさしいわけで

ありまするが、現実の問題としては、いまあなた

が御指摘になるようにむずかしいいろいろな問題

があると思います。これはやはり通産省が責任を

持つて十分きめ細かに対策することによって解決

を図つていく、また業者の自主努力、当然これは

自由企業に立つておる以上は必要であるというふ

うに考えます。

○藤井恒男君 きょうは時間がございませんの

で、かいづまんでも二、三お伺いいたします。

まず大臣にお伺いいたしますが、一般消費税の

問題が見え隠れしておるわけでございまして、こ

れはひとり織維産業だけではございませんが、と

りわけ織維産業にあっては流通の近代化が叫ばれ

ておるところでございまして、一般消費税の導入

といふことにつきましては大変危惧をしておると

ころです。現在、もう申すまでもないことですが、大変な不況の中でおおむね三割五分ほど人員

も織維産業から離れたという状況の中で、何とか

薄日を受けておるわけですが、せんべつても参考

人のある人が申しておりますように、織維産業で

あるところのこの織維産業を所管する立場から、

一般消費税の導入といふのはどういうふうに見て

おられるか、いかがですか。

○藤井恒男君 生活産業局長として、生活産業で

あるところのこの織維産業を所管する立場から、

一般消費税の導入といふのはどういうふうに見て

おられるか、いかがですか。

○政府委員(栗原昭平君) 織維産業をおきまして

は、特にこの流通経路がきわめて複雑で、かつ迂

回性が高いというような特色がござります。さら

には、特に川下の段階におきましては、過当競争

による競合、そしてバーゲンというようなこ

とを言つておりますが、これは非常にうがつ

さらにも過剰ストア、そのため計画生産ができず

に、乱売等による赤字、あるいは過剰輸入という

ことによる競合、そしてバーゲンというようなこ

カルテルの一つの方策として、過当競争をいかに防止せしめて織維全体の安定を図るという立場に立てば、合織の需給協議会というのはどうしてもやらざるを得ないという状況と私は判断しておる。四半期ごとにこれをやろうとするわけだけれど、公取としては好ましくないという見方をしておるわけで、織維全体から見ればこれはジレンマに立つと思うんですね。通産省としても、この辺についてどのような見通しを持つておるのか、今後どう対処しようとしておるのか。私どもからすれば現在の需給協議会の持ち方あるいは統計のつくり方などに、公取として好ましからざる面があるというものの、織維全体の実態論からすれば、ああいう形をとらなければどうしようもないじやないかということなんで、その辺についてのお考えをお聞きしておきたいと思うんです。

○政府委員(栗原昭平君) 私どもいたしましては、ただいま先生のお話のあつたような必要性に

かんがみまして、合成織維につきましては、ポス

トカルテル対策といたしまして、よく需要見通し

方式というふうに言つておりますけれども、こう

いった形での対策を講じたいというふうに考えて

おります。このやり方といたしましては、まず需

給協議会におきまして四半期別の需要見通しをつ

くります。この需給協議会は合織の化織協会だけ

でなくして、関連の各業界全体を含めました関連事

業者の御意見を承つて、その意見に基づいて役所

として決めるという立場での協議会でございま

す。そして、その需要見通しに基づきまして各社

がそれぞれ自主的に生産計画を通産省に出していく。こういった形でポストカルテル対策をやりた

い、かように考えております。この場合におきま

して先日もお話をございましたけれども、需要見

通しを通産省がつくることについては、何ら問題

がないというふうに私ども考えております。た

だ、独禁政策上問題がありとすれば、各社が生産

計画をお立てになる際に、横の関係でいろいろカ

ルタル的な動きをされるということが問題がある

おるわけで、織維全体から見ればこれはジレンマに立つと思うんですね。通産省としても、この辺についてどのような見通しを持つておるのか、今後どう対処しようとしておるのか。私どもからすれば現在の需給協議会の持ち方あるいは統計のつくり方などに、公取として好ましからざる面があるというものの、織維全体の実態論からすれば、ああいう形をとらなければどうしようもないじやないかということなんで、その辺についてのお考えをお聞きしておきたいと思うんです。

○政府委員(栗原昭平君) 私どもいたしましては、ただいま先生のお話のあつたような必要性に

かんがみまして、合成織維につきましては、ポス

トカルテル対策といたしまして、よく需要見通し

方式といつたふうに言つておりますけれども、こう

いった形での対策を講じたいというふうに考えて

おります。このやり方といたしましては、まず需

給協議会におきまして四半期別の需要見通しをつ

くります。この需給協議会は合織の化織協会だけ

でなくして、関連の各業界全体を含めました関連事

業者の御意見を承つて、その意見に基づいて役所

として決めるという立場での協議会でございま

す。そして、その需要見通しに基づきまして各社

がそれぞれ自主的に生産計画を通産省に出していく。こういった形でポストカルテル対策をやりた

い、かように考えております。この場合におきま

して先日もお話をございましたけれども、需要見

通しを通産省がつくることについては、何ら問題

がないというふうに私ども考えております。た

だ、独禁政策上問題がありとすれば、各社が生産

計画をお立てになる際に、横の関係でいろいろカ

ルタル的な動きをされるということが問題がある

るということでござりますので、私どもとしまして

はこういった横のつながりといったような、独禁

法に反するような動きにつきましては、敵に業界

にも戒めておりますし、そういうことがあつて

はならないというふうに考えているところでござ

います。

なお、こういった生産計画をとるといったよう

な形でのポストカルテル対策でござりますけれど

も、これはポストカルテルという意味合いからい

きまして、そういうまでも続けるべき性質のもの

であるというふうには実は考えておりません、私

どもいたしまして。そういった意味におきまし

て当面しばらくの期間、この生産計画をとるとい

うことで、一定期間後には生産計画をとることは

やめたい、かように考えております。ただし、需

要見通しをつくる需給協議会については、これは

何ら問題もないことでござりますし、引き続き将

来も続けていく、こういった形で考えているわけ

でございます。

○藤井恒男君 この需給協議会それ自体は、本来

提言に基づいてポストカルテルのために生まれた

ものじやないんであつて、いわゆる織維のロスを

省くあるいは輸入外圧をどうやって調整していく

かというところから私の諮問機関としてできたも

の。たまたまそれを活用しておるなんです。

私はポストカルテルという形でこれを活用するこ

とを是とする立場をとるわけなんだけれど、通産

省いわゆる國の省庁に対し公取が独禁違反の対

象として調査するあるいはチェックする、これは

過去にも例を見たわけでございますが、一般の國

民から見れば國のいわゆる省庁が、省あるいは府

が行う行為に対し独禁が調査を行なうということ

にして、不測の事態のないよう

にしていただきたい。要するに、これは合織の需

給協議というのは、不当な取引という角度よりも

で対策をしておるわけあります。したがつて、いま御指摘のありましたような点について

は、その場で十分論議を尽くして妥当な結論を得

もうこれなくしてはどうしようもないということをしっかりと腹に据えて、通産省としてはやつていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので最後に、もう一つだけお聞きするわけですが、それはつい最近スフ系について日本室内装飾織物工業協同組合連合会、これが

が上場廃止について通産省に陳情をしておるはずです。私どもはもう前々から私自身この委員会で

聞いて日本室内装飾織物工業協同組合連合会、これが

が上場廃止について通産省に陳情をしておるはずです。私どもはもう前々から私自身この委員会で

聞いて日本室内装飾織物工業

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(福岡日出麿君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(福岡日出麿君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大森昭君から発言を求められておりますので、これを許します。大森昭君。

○大森昭君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党、公明党、日本共産党、民社党及び新自由クラブの各会派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

まず、案文を朗読をいたします。

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、わが国の織維産業が国民生活に密着し、地域経済の中で重要な役割を果している実情にかんがみ、国内外の厳しい情勢に対応しつつ、その安定的発展を図るとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、構造改善事業を円滑に進めるために、構造改善事業計画の承認基準の緩和及び運用の弾力化、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の周知徹底に努めること。

二、産元、親機を対象とする構造改善事業計画の承認にあたっては、中小企業及び下請事業者に対する公正な取扱いや優越的地位の濫用の防止等を配慮するとともに、計画の実施についても必要な指導を行ふこと。

三、アパレル産業の振興を図るため、人材育成基金の充実、既存の人材育成機関及び教育機関の効果的な助成・活用に努めること。

四 織維産業における雇用問題の深刻化にかん

がみ、雇用の確保に一層努めることとし、とくに中小企業労働者の雇用対策には万全を期すこと。

五 織維製品の生産・流通段階における取引については、書面によらない取引契約、不当な返品及び値びき等不合理な取引慣行を改善す

るため、必要な指導を行うこと。

六 織維製品の特定品目の輸入が急増し、国内の織維産業に重大な被害が生じたり、その恐れをもたらすような場合には、輸入及び海外投資に対する行政指導、相手国への自爾要請、さらには織維貿易に関する国際ルールに基く措置等適時、適切な対策をとること。

右決議する。

以上であります。この決議案は当委員会における審議の経過を踏まえて作成したものであります。

したがいまして、その趣旨につきましては改めて説明するまでもないとして存じますので省略させていただきます。何とぞ御賛同をいただきますようお願いいたします。

○委員長(福岡日出麿君) ただいま大森昭君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(福岡日出麿君) 全会一致と認めます。

よって、大森昭君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、江崎通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○國務大臣(江崎通商産業大臣) ただいまの附帯決議の趣旨はしっかりと承りました。本法の施行に当たりましては、十分附帯決議の趣旨を体しまして運営をいたしたいと思います。

○委員長(福岡日出麿君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いた

いと存じますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(福岡日出麿君) 御異議ないと認めさせん。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

れるわけでございますが、これは結構でございますが、それを受けました相手国の銀行がわが国の輸出入銀行等に対しまして、この資金を利用することについての了承を求めてくるわけでござります。その了承を求められますと、わが国の輸出入銀行等は、融資契約に照らしましてこれはふさわしいものであるということを検討いたしまして、ふさわしい場合には相手国に必要な資金を貸し付ける。その金を利用してしまして相手国の銀行から輸入業者にお金が回り、それがさらにわが国の輸出業者に決済されるという形をとつておるものでございます。

○馬場富君 そこで、いまの説明の中であるように、この円借款の中で日本商社の手によって日本商品がソ連側に輸出されるという、そういう一つの流れがあるわけですが、大体、七八年度一年度でも結構ですが、この総額とあわせまして、その中でニット製品がどのくらい輸出されておるか、合計で結構ですから、簡単に御説明願いたいと思います。

○馬場富君 そこで、いまの説明の中であるように、この円借款の中で日本商社の手によって日本商品がソ連側に輸出されるという、そういう一つの流れがあるわけですが、大体、七八年度一年度でも結構ですが、この総額とあわせまして、その中でニット製品がどのくらい輸出されておるか、合計で結構ですから、簡単に御説明願いたいと思います。

○説明員(小林慶基君) 御説明申し上げます。

プロジェクトはただいま三つございまして、第一次K-Sプロジェクト、これは森林開発でござりますが、それから南ヤクートの石炭のプロジェクト、それからサハリンの石油、天然ガスの探鉱プロジェクト、この三つあるわけでございますが、いずれも七年の数字を申し上げますと、まず第

二次のK-Sプロジェクトにつきましては、メリヤス生地、織物関係が十億四千四百八十五万円。それからメリヤスの製品が同じく十億一千三百九十九万六千円。それから縫製品が七億五千五百三十七万八千円。合計で三十一億七千五百万円余とな

る。その決済をいたしましたお金が銀行間で長期で返済するという形になつております。

もう少し具体的に手続から申し上げますと、まず両国の銀行の間で融資契約というものが締結さ

つております。

それからなお、次の南ヤクターのプロジェクトにつきましては、七年の数字でございますが、化合繊の織物、ニット生地、これが九億八千六百六十万五千円。メリヤス製品が八億九千五百四十万一千円。縫製品が四億三千九百三十八万九千円。計が二十七億四千百万円余となつております。

それからサハリンのプロジェクトにつきましては、同じく化合繊の織物、ニット生地がこれが約十二億でございます。それからメリヤス製品が十一億二千三百円余。それから縫製品が十六億七千五百円余。計三十九億九千八百万円余。

こういいう数字に相なつております。

○馬場富君 相当な織維製品としては輸出量ですが、その中でやはりかなり三分の一はニット製品で占められておるということがいまの数字からも言えるわけですが、この輸出商品は日本の織維でなければならないという考え方でございます。その点はどうでしょうか。

○説明員(小林慶基君) たてまえからいきまして、先生のおっしゃるとおりでございます。

○馬場富君 それに対するチェックはどのようになされておりますか。

○説明員(小林慶基君) このチェックの仕方にいたしましては、原産地証明というものをこれは関係団体で発給いたしておりまして、それを役所がチェックするというシステムになつております。

○馬場富君 その役所はどちらですか。

○説明員(小林慶基君) 通産省の生活産業局通商課でございます。

○馬場富君 ところが、これは事実は、その中で商社は日本商品を買う場合、値段等の関係もござりますが、韓国製品を日本商品として輸出しているという点がネット業界でも問題視されておるわけですが、これは先般も当局に私注意をしておったんですが、この点はどうでしょうか。

○説明員(小林慶基君) ただいままでのところ、

私どもの方といたしましては具体的な事実はまだ承知しておらないわけございますが、仮にもそのような事実がございますとすれば、制度のたてまえにかんがみまして大変遺憾なことだと存じますので、早速私どもといたしましては調査をいたしましたして、関係商社あるいは輸出組合、それからメーカー団体等に注意を促して、今後このような事態が起こらないように指導、措置してまいるつもりでございます。

○馬場富君 業界等の話によれば、日本商社がソ連と輸入公團との契約がなされると、ニット製品の場合は、これを韓国で製造させて二重箱で、表箱がメード・イン・コリヤンで中箱がメード・イン・ジャパンと、こういいう包装で日本に出荷されて、そして日本でその表箱がはがされて、日本からはメード・イン・ジャパンで輸出されると、

こういいう事実が実は業界の中ではつきりと問題にされておるんです。こういいう立場からも、やはりこれがメード・イン・ジャパンで輸出されると、

どうぞ、問題は、契約上私は問題点もあります

が、やはり日本で受注すべきものをわざわざ商社

が韓國あたりに受注してやつておるとしたら、よ

ういいう点についてもやはり国策上も問題があ

るんじゃないいか。この点どうでしようか。

○説明員(小林慶基君) 先生の御指摘のとおりだ

と思ひます。先ほど申し上げましたように、私ども現在まだ具体的な事実は必ずしも承知しておら

ないわけでございますけれども、早速調査いたしましてそういうことのないように措置してまいりたいといふふうに考えております。

○馬場富君 委員長にお願いしますが、これは後

刻また御報告いただきたいと思います。

それで、もう一点は、先ほども、午前質問いたしましたが、こうい大きな倒産がニット産地の

岡崎あたりで起つております。そのような状況

からいたしますて、やはりこういう円借款による輸出等については、産地の業界等もやはり時期等

考慮されれば値段等が安くても当然商談ができる

と、こういうことを言つておりますので、そういう方向性の努力をひとつされたいと思いますが、どうでしょうか。

[委員長退席、理事古賀雷四郎君着席]

○説明員(小林慶基君) 現在までのところは、パシクローンによる輸出といえども通常の貿易と同様ように、必ずしも国内メーカーの方に連絡する

とかそういうような希望を聞くとかということはいたしておらないわけでございますけれども、まあ先生の御指摘のとおりだと思いますので、いままでの例で申しますと、前の年度に翌年度の発注の希望リストがソ連側から参ることになつておりますので、今後はこの種のプロジェクトにつきましては、商社側だけではなく輸出組合とかそれが

らメーカー団体等に十分説明をいたしまして、希望リストがソ連側から参ることになつておりますので、今後はこの種のプロジェクトにつきましては、商社側だけではなく輸出組合とかそれが

らメード・イン・ジャパンで輸出されると、

こういいう事実が実は業界の中ではつきりと問題にされておるんです。こういいう立場からも、やはりこれがメード・イン・ジャパンで輸出されると、

どうぞ、問題は、契約上私は問題点もあります

が、やはり日本で受注すべきものをわざわざ商社

が韓國あたりに受注してやつておるとしたら、よ

ういいう点についてもやはり国策上も問題があ

るんじゃないいか。この点どうでしようか。

○説明員(小林慶基君) 調べた結果、御報告いた

したいと思います。

○馬場富君 これに関連いたしまして、ちょうど中小企業庁も来ていらっしゃると思いますが、官

公需の受注の中で特に織維製品等が構造不況で困

り果てておる。そういう点についての中小向けの受注をもつとすべきであると考えますが、その点どうでしようか。

○政府委員(左近友三郎君) 織維製品につきまし

ては、いわゆる官公需法に基づきまして中小企業者に関する国の契約の方針というのを毎年閣議決定をいたしておりますが、その中で特に中小企業

の製品の多いもの、そしてまた国が相当発注するものというものを中小企業官公需特定品目という

ことにいたしておりますが、その中に織維製品を

入れておしまして、その発注の情報の提供を中心

企業者にすると、あるいは受注した後の内容を中小企業者に知らせるとか、あるいは発注元であります各官庁はこういう特定品目については十分

努力をいたしたいというふうに考えております。

○馬場富君 最後に、いまのソ連向けの織維輸出もございますけれども、あわせまして、午前私が

ましては中小企業製品が十分に受注できるように

手を講じておりますので、御指摘のように、今後の官公需につきましては、ことに織維製品につき

ましては、中小企業製品が十分に受注できるように

そこで、まず経済協力のあり方の問題でありますけれども、これは発展途上国の経済の自立と発展、福祉の向上を図るために、わが国の自主的な立場から、社会体制のいかんを問わず、すべての国と平和、中立の原則に立つて民主的に進めるところであり、発達した工業国として世界の平和と諸民族の独立、全人類の社会進歩のため積極的に推進すべきものであると考えますけれども、いかがでしょうか。

いうことはきわめて重要な要件であると考えております。今後は一応高い評価をわれわれは受けていると思いますが、さらに高い評価をいただけ

〔理事 古賀雷四郎君退席、委員長着席〕

○市川正一君 いま示されました実態からも明らかのように、わが国の経済協力の全体の三分の一以上、インドネシア、韓国、それからフィリピンを寄せますと、四四・何がしになりますね。印度ネシアと韓国だけでも三五%。また基金の直接借款、その半分以上が、いまの三カ国合われますと、私ここでのトータルですが、五三・六%。こりういうふうにいわばアジアの反共政権、独裁政権をきつめて集中内に回されてる。まことにこそその

わが国の経済力の充実と相手方の事情、発展段階あるいは要請に応じるという形で進められておりまして、御指摘のようにアメリカから云々というようなことで経済協力が行われてゐるわけではございません。

○市川正一君 私は偶然そういう数字の結果になつたというもののじゃないと思う。たとえば、この日本輸出入銀行、これが「二十年の歩み」というのをせんだって出されましたけれども、これを拝見しますと、「日米両者協力としての東南アジア

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

○政府委員(宮崎勇君)　お答えいたします。
吉田を不才不肖名目などとはお示ししたかきを
思ひます。また、政府開発援助の中心的役割
果たしております海外経済協力基金の直接借
これについても同様の実績を承りたいと思
す。

〔理事　古賀雷四郎君退席、委員長着席〕
受けだけです。聞き聞けますと、四四・何がしになりますね。イン
ドネシアと韓国だけでも三五%。また基金の直接
借款、その半分以上が、いまの三カ国合わせます
と、私ここでのトータルですが、五三・六%。こ
ういうふうにいわばアジアの反共政権、独裁政権
にきわめて集中的に回されている。まことにその
点では不可解であります、基本的な見地から、先
ほど長官が述べられたことと関連して、そこで、
これらの国への経済協力について年度別に実績
をたどってみたのであります、まず韓国、これ
はわが国からの政府貸し付けを見ますと、一九六〇市川正一君　いま示されました実態から明ら
かのように、わが国の経済協力の全体の三分の一
以上、インドネシア、韓国、それからフィリピン
を寄せますと、四四・何がしになりますね。イン
ドネシアと韓国だけでも三五%。また基金の直接
借款、その半分以上が、いまの三カ国合わせます
と、私ここでのトータルですが、五三・六%。こ
ういうふうにいわばアジアの反共政権、独裁政権
にきわめて集中的に回されている。まことにその
点では不可解であります、基本的な見地から、先
ほど長官が述べられたことと関連して、そこで、
これらの国への経済協力について年度別に実績
をたどってみたのであります、まず韓国、これ
はわが国からの政府貸し付けを見ますと、一九六

わが国の経済力の充実と相手方の事情、発展段階あるいは要請に応じるという形で進められておりまして、御指摘のようにアメリカから云々といふようなことで経済協力が行われてゐるわけではございません。

○市川正一君 私は偶然そういう数字の結果になつたというのじゃないと思う。たとえば、この日本輸出入銀行、これが「二十年の歩み」というのをせんだって出されましたけれども、これを拝見しますと、「日米経済協力としての東南アジア開発」という項がございます。そしてこの中でこういうふうに述べられております。「日米経済協力による東南アジア開発の構想がアメリカ政府内で具体的な形をとつてでてきたのは、二十六年だ」これは昭和のことですが、「三、四月頃のこと

きない協力力であると考えておりますと、すでに三
年倍増というような経済協力のやや中期展望もわ
れわれは持つて努力をいたしているところでござ
いますが、今後ともさらにこうした経済協力の癡
つ大きな意義を十分踏まえまして努力を進めてま
りたいと思います。

○市川正一君 私の申し上げた見地というのは、
ここに通産省が出しました「経済協力の現状と問
題点」という七八年度版がござりますけれども、
この中に経済協力、この意義について四点述べて
ありますけれども、基本的に私は合致するものと
考へるわけであります。そういう立場から考へ
まして、いま長官の見解に沿いつつも、じゃ、現
実のわが国の経済協力がそういう立場にふさわし
きつとしているかどうか、この点につれて

経済協力の国別の実績累計につきましては、経済協力の形態が非常にさまざまござりますので、一概に計算するというは大変技術的にむずかしいわけでござりますが、一九七八年十二月末現在で交換公文のベースで我が国の資金協力、これは技術協力等は除外してございますが、累計で三兆九千八百四十三億円となつております。一番大きなのがインドネシアでございまして八千九百六十六億円で全体の二二・五%、二番目が韓国で五千七十七億円、パー・セントージにいたしまして二二・七%、三番目がインドでございまして四千三百六十六億円で一一%、それからフィリピンが四番目でございまして三千八百七十六億円で九・七%になつております。

四年まではゼロであった。それが例の日韓条約が結ばれた六五年からは多額の貸し付けが行われております。またインドネシアについてもそうであります、一九六五年まではゼロであったものがいわゆる九・三〇事件で軍事独裁政権ができる上がった六六年以降は円やドルでの借款が立て続けに供与されている。この背景には、たとえばインドネシアの場合マリク・インドネシア外相の対米関係改善の発表が六六年の四月に行われているわけでもありますけれども。これと対照的な動きを見せているのがベトナムに対する経済協力であります。ベトナムには一九六一年からいわゆる当時のベトナム政権が崩壊し、ベトナム全土が解放されに七年以降などとなっております。こう、う

あるが、その基本的な考え方は、わが国の設備・技術・労働力を最高度に利用して、アメリカおよび自由圏諸国の中防衛体制の一環として、またアジアにおける工場として活用していく、というものであった。」というふうにきわめてリアルに、さらにまたこういうふうにも言っています。「アメリカの軍備の拡張および对外援助の軍事援助重点化は、必然的に対日援剿削減のために日本経済の力化促進及び東南アジア諸国に対する経済援助を日本が一部負担するよう期待させることとなつたのである。」というふうにしておられます。さらによつて、これは一九五一年七月に発表されたアメリカのウイルソン国防貿易総本部長官の構想を受け、当時訪米中であった石川一郎経團連会長は、こういうふうに明白に言っておりまます。「アジアの

○國務大臣（小坂徳三郎君）　われわれの經濟援助官の御所見を承りたいと思います。

それから、海外統治領の基金によつて、直百億
款は、承諾額で見まして四十一カ国、一兆八千九
百三十三億円となつております。主な国について
申し上げますと、一番大きいのがインドネシアで
六千百四十億円、全体の三一・四%、二番目が韓
国一千三百一億、全体の一二・一%、フィリピンが
三番目で千七百九億円、全体の九%、四番目がタ
イとなつておりますと、一百六十四億円、六・
七%、五番目がビルマ千百五十七億円、六%等と
なつております。

一連の傾向といふものは、わが国の経済協力がアメリカのアジア政策に沿つて実施されているといふ事実を示すものと言わざるを得ないのであります。いま申し上げた経過的事実及びそういうものが、わが政府委員(宮崎勇君) 戦後のわが国の経済協力といふものは、もともと賠償という形から始まつておりまして、したがいまして、その影響が大きくなっているわけでございますが、各國別の援助は

の市場はきわめて龐大なものであり、西方諸国がアジアの必要とするすべてのものを供給することは不可能であり、とくに現在の再軍備の時期においては不可能である。そこに日本と西方諸国が平和と貿易と工業において協力し、いま貧乏と汚濁の中に生きていて共産主義者の喰いものとなつてゐるアジア民衆の生活を豊かな幸福なものにしめるため、これに是非とも必要な物資を供給する途が開かれているわけである。」というふうに

第九部 商工委員会会議録第七号 昭和五十四年三月二日午後二時開会

（註）請く道としらへておひこなへか、日本にむかひ
しなければならないのは、わが国の經濟協力がこ
うした發展途上国に対するアメリカの新しいアジ
ア戰略、私どもこれを新植民地主義というふうに
言つておりますが、これに協力をしていくとともに
に、日本の大企業がこれらの東南アジアの各国、
その現地資源と國民を犠牲にしていく、そういう
形で利益をむさぼつてゐる点であります。たとえ
ば一九七七年度末現在の海外直接の投資許可額の
累計を見ますと、総計一百十二億一千百万ドルの
うちその二八・五%を占める六十三億一千八百万
ドルがアジアに向けられております。また、国別の
伸び率を七七年累計と七〇年累計とを比較してみ
ますと、韓国は二十四倍、インドネシアは十三倍、
フィリピンは五倍といふように大幅なものになつて
ております。わが国の財界と政府の関係担当者が
入つてつくりました「南北問題と日本經濟」、これ
は日本經濟調査協議会が発表したものですが、御
承知だと思います。この中にもこういふふうに述べ
べているんです。「政府ベースの円借款あるいは
クレジットラインの設定などにより、經濟開発を
協力すると共に将来の商業ベースでの援助の「地
ならし」をすることも必要となろう。」というふうに
に言つておるんですが、私、長官に特ににおいて
伺いたいんですが、こういう經濟協力なるもの
が実はいま言つたこにあるいわば「商業ベース」
での援助の「地ならし」、そういうねらい、そ
ういうものと結びついて行われてゐるという意図、
そういうものを、あるいはそういうおそれと
ものを全くお感じになつていなかどうかお伺い
したい。

定できないことございまして、そのような援助によつてその國がだんだんと経済的な発展、社会的な安定を取り戻していくことの過程の中から、当然次の段階においては世界貿易の、いわゆる商業ベースによる世界貿易の相手國としての資格を備えてくるものであると思つてございまして、そうした意味から見て、これが直接的な意義としての商業ベースの開拓のための前駆的な措置といふことでなくして、将来のやはり世界経済の拡大ということは、やはりそれは商業ベースの貿易の拡大でござりますので、私はそのようなふうに現在は理解をしておるところでございます。

○市川正一君 私はその点では、根本的にいわば國民の税金を使って日本の大企業、その海外進出、そういう形で事態は進んでいるという認識を持つものであります。これは引き続きまたいろいろ見解を詰め合わせていきたいと思っておりますが、現にわが國のこの企業のそういう海外進出について、またその活動についてこれら発展上國からさまざまなる意見が出ております。その二、三の批判の言葉であります。たとえば公害産業を輸出しているとか、あるいはまた、國の経済や工業の自立化に役立っていないと、短期間に利益を上げて日本へ持ち帰ることしか考えていない。あるいはまた、日本の商社が外国へ投資する目的は、經濟援助と言ひながら現実には自己の利益の追求だけである。さらにまたいわく、日本企業家は無責任である。東南アジアの森林開発で木材を取つた後は野となれ山となれでおれの知つてない。後は大洪水や大災害を引き起こして被害を受けるのは地元の人である。知つていながらやるんだから始末が悪い。日本政府も適切な指導をしてない。等々の言葉が寄せられています。これは「中央公論」の座談会での引用であります。それに対するそれぞれの國の受けとめ方が非常にしやるんでしようか。

多種多様であるということ、そしてある場合にはむしろその意図がきわめて利己的なものであるというような評価さえされ、それが公に公刊され、おる書物にもすいぶん見た経験がござります。いまのお示しになりました公害輸出であるとかあるいは自己の利益だけのことであるとか、そうしたような批判というものは、これはまた私はその時点において利益を受ける者と利益を受けなかつた者あるいは多少の被害を受けた者、それぞれによつて私は多種多様な批判が生まれてもいたしかたないと思いますが、基本的に申し上げればやはりせつかくわれわれは貴重な国民の税金を使わしていただいているんですから、その援助の効果がその地域の国民のために特に有効に働いて、私は感謝を求めるつもりはございませんけれども、その有効に働いているという認識を相手の国民が持つていただけるように、そうしたことが最も大事な点であるというふうに考えます。今後はやはりそうしたことが実現するためにも、今までとつておりましたような大規模なプロジェクトに対する援助に集中することなしに、やはりその国々の住民の福祉の向上のために小さなプロジェクトでもいいからそれを根気よく掘り起こして、そしてわれわれの行動したことがその地域のためにとつてもよかつたことだと思われるような、そうしたプロジェクトにも特に今後は力を入れてわれわれの協力を進めていこうということを基本的には現在決めておるわけでございます。今後はそのような方向で努力をしてまいりたいと思つております。

業、地場産業がござります。これまで含めてこういうものが発展途上国の安い労働力を求めて海外進出する。結局、日本に逆輸入されてきて、そして国内のわが国の労働者が大量に首切られていく、あるいは中小企業が倒産していく、こういう事態がこの海外援助などとセットして進められていて。たとえばこれは松下電器であります、一九七四年三月と七八年三月、四年間の比較をいたしまして、この間に一万二千八百人労働者が国内で減っているわけです。逆に海外では六千七百人ふえてるんです。また、東洋紡を見ますと、国内で七千三百人減らしておりますが、海外では九千人ふやしている。旭化成は国内で二千九百人減らして、海外で四千五百人ふやす。こういうふうにわが国の労働者に、あるいは中小経営者に深刻な被害が及んでるんであります。私は、こういう経済協力なる名のもとに、これは独義の基金といふ活動だけではございませんけれども、被進出国ばかりでなく、わが国の労働者やあるいは中小経営も犠牲にしていく、こういうやり方、これは冒頭にお尋ねいたしました正当な経済協力と言えるんでしょうか。私は根本的に大いなる疑問は持つものであります、長官いかがでしょう。

日本の経済界における労使関係の中での問題でありまして、しかしそうしたことが非常に不幸な大量の失業、現実の失業をもたらしているという事態になれば、これはやはり十分そのようなことのないよう配慮するのが、当然私は経済界並びに労働界のそれぞれの方々が心すべきことではないかと思います。国いたしましては、このような事態をただ放任するとか、あるいはそのような方向を特に進めるんだという意図は全くございません。言うなれば、最初に申し上げましたように経済協力によって、そしてそのことが相手国側の利益になり、そしてまたそのことがひいては世界経済の拡大に役立つということが一番のねらいでございまして、決してそれが国内の失業をもたらすために意図的に行うものでないということは十分御理解を賜っておきたいと思っております。

○市川正一君 長官、これは個別企業の単なる政策問題ではなくて、やはり日本の産業界全体にかかるわるい問題だと、私はそう思います。そしてそれを放任もしないしました推進もしない、全く無責任である。

私は、たとえば雇用問題が今日的にかくのこととく重大化しており、そしてまたいろいろ零細企業が逆輸入等々、私どもの本委員会でも織維の問題を午前今まで審議いたしましたけれども、事態をおっしゃるようななまやさしいことではないわけです。文字どおり国の政策が問われているわけですね。私はだいまの長官の答弁はまことに無責任ときわまるものだとえて言わざるを得ない。

さらに私は問題なのは、こうした経済協力がさきのソウル地下鉄、あるいはインドネシアのLNGなどに見られる汚職腐敗の温床になつてゐるという事実であります。これは先年朝日新聞が紹介掲載いたしました各商社の代表者の次のような解説はまことにその意味で興味があります。

「そのカネに見合う働きをさせれば支出の名目ですが、「ワヨロは合法化すべきだね。」要するに開墾

たつんだから」というふうに言いつけています。また、これは三菱商事の社長であり、後でまた触ますが、大いに絡み合ひのある田部文一郎社長であります。が、「ワイルドの問題?」とクエスチョンを置いて、「当該国のモラルに照らして、常識程度なのか、行き過ぎかということだろう。そういうことには一切手をふれない」ということは、大きな範囲の市場から撤退せねばならないかもしれません。「こういうことが多く運載紹介されておりますが、いわば賄賂が必要なものとして堂々と見解をこういう形で表明している。しかも、責任ある日本の経済の上で地位を持っている人たちが、国民の血税がこういう賄賂に使われること、こういうことを私は政府としては容認されるのかどうか、私は当然厳しく指導される責任があると思うのですが、この点重ねて伺います。

○國務大臣(小坂徳三郎君) ただいまの御引用になりました商社の代表者の言葉そのものは、われわれといたしましては十分批判をしたいと思います。そのようなことが日本の経済協力の基本理念であるかのごとき誤解を受けることは、われわれにとりましては非常に迷惑至極でござります。そのような意味合いにおきまして、特に今後はそのような考え方が、相手国がどこであれ、新聞紙上において言われるようなことのないよう注意を喚起いたしたいと思います。

○市川正一君 それでは具体的な問題として幾つかお聞きしたいのであります、対韓国への借款であります。その代表的なものの一つに御承知のソウル地下鉄での借款があります。基金の借款で行なわれたソウル地下鉄は、いまではいわゆる日韓癡着の代名詞のように言われて、対韓借款の全面的見直しを提起いたします。ところが、重大なことは、政府や基金はこうした黒い疑惑を徹底的に解明する立場に立つんではなく、たとえば、石原総裁お見えになっていますけれども、総裁も覚えていらっしゃると思いますが、去年の十一月二十七日、本院の決算委員会で私が質問いたしましたのに対しまして、事業計画の円滑な完成達成が

中心だといふうに問題をすりかえてお答えになつた。そして疑惑解明の責任と努力を事実上明確にされない、放棄されている。

さらにまた、基金の野崎総務部長、当時であります、これは去年の二月一日の毎日新聞で、「リベートが含まれていても、韓国に貸した金は、返済されているのだから、融資の実施機関としては問題ない」こういふうに語つておられます。いわば政府資金の、これを使ってのリベートですね、リベート商法を追認さえしておられるのであります。

私は長官にお伺いしたいんですが、たとえばこういう野崎総務部長らと見解を一にされるのか。もしそうだとすれば、基金による借款が不正なりべートとして流れいくことがあっても、それは結構だということになると思うんですが、この点いかがでしょうか。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 私は野崎総務部長さんを知りませんし、また、そのような記事があつたことも存じております。しかし、一国の経済協力あるいは経済援助というものがきわめて利益誘導的なものであつてはならぬ。この点だけは明確に申し上げておきたいと思います。

○市川正一君 わかりました。

会計検査院にお聞きしたいんでございますが、一般論として会計検査院の立場から見て、国家資金を使った貸し付けの中にリペート分まで含まれているというふうなことは、これは容認できないと思いますが、検査院の立場から見ていかがでございましょうか。

○説明員(中村清君) 本件の場合につきましては、問題を別いたしまして……

○市川正一君 一般論として。

○説明員(中村清君) 一般論として申し上げたいと思いますが、政府関係の金融機関の検査に当たりましては、貸付金が貸し付けの目的どおりに適正に使用されているかどうかということは非常に重要な検査項目の一つでございますので、貸付金額の中にリペートのようなものが含まれていると

○市川正一君 わかりました。
そこで、またいわゆるソウル地下鉄問題に戻りますけれども、これまでのソウル地下鉄を含む韓国の借款で、経済協力の名のもとに国民の血税を使い、そして商社などによるもうけ本位のリベート工作が事実上進められてきたと。実際、先ほど私触れた三菱商事の田部社長ですね、昭和五十二年十一月十七日の衆議院の予算委員会でこういうふうに参考人として出席された田部社長が答えられております。
要点を御紹介しますと、「地下鉄問題が浮かび上がった」そこで、「あらゆる手段を講じてでも、これはぜひわれわれでとりたい」「ちょうどそのときに、韓国のある民間の財界人から、自分がひとつ力をかそう、自分がかせばこれは必ず物になるぞ、こういうふうなことが申し込まれました。われわれもそう申し込んだ人のいろいろな過去の経歴その他を考えますと、その人が言うことなどがまんざらでたまでもない、ぜひこれを使えども、これは物になるというふうに確信いたしましたので、その人の言う金額、お話しのとおり二百五十万ドルでありますけれども、それをその人の指定する口座に振り込んだわけでございます。以上です。」というふうに国会の場でお答えなすつて、ですから、利益追求のためにあらゆる手段を講じて仕事をとる。その一つが二百五十分万ドルによる韓国へのリベート工作であつたし、いうことをおっしゃっているわけです。
そうしますと、その経済協力の名のもとで行なっていますが、こういうものをいわば公然と行なつたという事態について長官は、これで結構なことですということで御容認なさいますか。

1

○國務大臣（小坂徳三郎君）　たたいま伺った限りにおいては、これはまことに憂慮すべきことであるというふうに思います。

○市川正一君　私、長官がおっしゃるとおりだと思います。憂慮すべき重大な事態だ。だとしますと、私はこれをやはり究明する必要があると思う。

答弁を紹介いたしましたけれども、そういうふうに問題をいわばりしかえておられる。ちょうどあの当時問題が新たに出てまいりましたので私質問いたしたのですが、たとえば、この車両の価格水増しについての調査を行うという問題であります。が、海外の経済協力基金における業務方法書によりますと、「貸付け、出資及び調査の実施に当つては、資金の効率的利用を図り、その適正化を期すること。」というこというふうにうたわれております。だとしますと、「二百五十万ドルのリベート分、これままで含んだソウル地下鉄借款は、業務方法書で言ふ資金の効率的利用、その適正化に反することは、これは明白であると思いますが、貸し付け先の協力などを得て最大限の調査努力をされるべきだと思ひますが、この点、基金の責任ある御見解を重りたいと思います。

さん価格が著しく不当に高い価格であるとしてあります。その計画自身の経済性といふ問題にも関連をいたしまりますから、価格もその意味におきまして一つの審査の要素になるわけであります。この内容につきましては、その価格を原価計算的に積み上げるというようなことはいたしておりませんので、その価格が、たとえば類似の例、これは市川委員御承知のように、昨年以来衆議院、参議院の幾たびかの機会に申し上げたわけでありますけれども、果たして類似価格などから見て適當であるかどうかというような点の審査はいたしますが、原価計算的にその内容を見ることはいたしてないわけであります。いまお話をありましたような、私どもの借款の相手方でありまする相手国政府あるいは相手国調査機関、そういうものに対しまる限りにおきまして十分な審査をいたしておりますつもりでありますけれども、その相手国の調査機関に供給をいたしたもののがその売上金をどういうふうに使ひたすかということにつきましては、私どもの審査の範囲外でございます。そういう意味におきましては、私どもがそういう内容に立ち入って審査するということはいたしておりません。

○市川正一君 しかりであります。まさにいまおつしやつたように、第一回目の四十六年四月といふのは、その四ヵ月後の八月に日韓定期閩僚會議が持たれている。そして、八千万ドルの基金からの借款が合意を見るという時期といわば見合っております。「一回目の四十八年の一月の百万ドル、これは三菱商事が韓國の調査厅に入札書類を提出した時期、これに当たります。第三回目の四十八年の五月、この三十万ドルは日本側と調達厅が契約書に調印した時期であります。まさに符牒合い、かつかなめかなめ、要所要所で金が送られているんです。そこで、こういうふうに国会での調査で事実が明白である。いまお答えがあつたようにあなたの方も御承知なんです。にもかかわらず、基金としてこの実態を解明しようとする姿勢に立つておられない。伺いますが、基金が車両価格の原価、これ昭和五十二年三月八日に国会に資料として出しておられるんです。これちょっと委員長、済みませんが、總裁と長官にちょっと見ていただきたいんですが。

，清江先生集卷之二

いたしましたし、調査もいたしましたが、何分細分な資料がございませんので、できれば仕様の詳細とかあるいは原価計算書、そういうものについてもわれわれに見せていただきたいということをお願いしたわけでござりますけれども、現在のところそれが参りませんで、私どもとしては的確な結論を得ないまま推移しているような状況でございます。」と、「こうどうあるなお答えがあるんですよ。それにもかかわらず、あたかも疑惑がないというような説明に終始し、たとえば前の大来総裁ですが、前総裁に至っては、全般的に見て妥当であろうというふうなことをぬけぬけと言つておられます、こういうような態度をとつてきる基金、これはまことに私、責任重大だと思います。どうですか、この点で総裁何かおっしゃることがあつたら言つてください。

○参考人(石原周夫君) 市川委員御指摘になりましたときの回答は、私実は着任前の話でございまして、配付いたしました資料も実は私着任の前にお配りをいたした資料でありますから、その後いろいろ検討いたしました結果もあわせて申し上げているわけですが、その後いま配付をいたしました資料の都営六号線の車両のほかに、常磐線の車両であるとかいろいろな御指摘もありまして、そういうものに対する比較の表はその後に随時提出をいたして、また御質問にもお答えをいたしてきているわけであります。

ただ、繰り返して申し上げますが、会計検査院が申されますように、原価計算というようななものを使つてチェックをするというような方法を実はとつておりますので、それを先ほど来申し上げましたような審査のポイントというものが、その事業が確實に実施され、所要の効果を上げるかどうかという点に重点があるものでありますから、価格も一つの要素でありますけれども、そういうような審査の方法を從来からとつてまいつた。したがいまして、いろいろ御指摘のありました他の類似の線につきましての御説明はその都度衆議院、参議院の委員会において中申し

上げてまいったわけではありませんが、いま申上
し上げましたような類似の例との差額はどうして
出でましたんだということにつきましては、そのた
びごとに御説明を申し上げてきてるわけであります。
○市川正一君 私、いろいろこの原価計算その他
のいわばデータや仕様その他まで立ち入って、い
わば体制もないということならば、あるいは権限
もないということならば、それはそれとしての筋
だと思うんですね。しかし、疑惑がないとか、こ
れはもう潔白だとかいうふうなことは言えるはず
がないわけでしょう、そうなれば。そんなことを
あんた言う資格も権限もまた体制もないというこ
とになるでしょう。それを、これは白やとか疑惑
はないとかというふうなことを言う必要はさらさ
らないじゃないですか。だとすれば、一体どこか
らそういう資料をもろうやってきてるんだと、だか
らこういうものをお出しになって、類似の云々と
いうようなことだけれども、これでもうついてしま
がますます合わぬようになつてきているわけでし
ょ。だから、これはもう撤回されているんでし
ょ。これは要するにもうこのときに出したけれ
ども——五十二年三月八日ですか。

○参考人(石原周夫君) この資料は、ここにござ
いますように、五十二年三月の八日に提出いたし
ましたものでござりますが、その後常磐線であ
りますとか、私ちよつといま全部覚えておりま
せんが、一、三の類似車両との価格、調達価格と
の比較をいたしましたのは、そのとおり申し上
げておりますけれども、それは別にこれを撤回
してかわりに出したということではなくて、そ
ういう点の御指摘がございましたので、そのおのお
のまた違う場合の調達車両との比較を申し上げて
御報告を申し上げたわけであります。

○市川正一君 私が言つてるのは、田部三義商事
社長が七七年の十一月の衆議院の予算委員会で、
粗利益の中から二百五十万ドルも支出しておつた
次第でございますということをちゃんと言つていい
わけですよ。だから、あなた方の方でこういうう
のまた違う場合の調達車両との比較を申し上げて

ついじづまを合わして、一千五百八十万円の差額が何で出るかということをいろいろ計算してはるけれども、これはあなた、その根拠がなくなつてきましたわけですよ。だから、こういうものは、二百五十五万ドルいわばくすねているわけだから、この二百五十万ドルどこにも入つてないじゃないですか。入つてないもの何か白々しく出すこと自身、国民を、さらには国会を愚弄するものだということを私言つてゐるんですよ。

それで、時間がもう迫つてまいりましたので、私は、こういうソウル地下鉄をめぐる疑惑というのを、単に車両価格が水増しにされたいたとかそういうことじやなしに、その水増しの分が日韓両国政界への工作資金に使われた疑いが持たれているものとしてきわめて重大な問題だと、こう思いました。伊藤刑事局長も金の流れに重大な关心を持つているということを明言されておりますけれども、私本来ならば本日伊藤刑事局長にも御出席を願つていろいろ問題の解説をいたしたかったんですがありますけれども、伊藤局長もいろいろ航空機等の問題で御多忙のようありますし、きょうは時間も限られておりますので、いずれ改めて機会を得てこの問題については解説をいたしたいんですね。ですが、たとえばアメリカの下院の国際関係委員会、例のフーリー委員会です。この最終報告は二百五十五万ドルのうち百二十万ドルは韓国の大統領選挙の資金になつたといふように指摘されています。さらに、いま大きな政治問題になつておる航空機疑惑でも、疑惑の中心人物である岸元総理は、このソウル地下鉄問題でも最大の疑惑の人物の人と指摘されております。したがつて、この問題の解明は、私金権腐敗政治の一掃と結びついて経済企画署としても今後この基金を通じての借款をいろいろ検討される上で、あいまいにされるべき問題ではないと思いますが、長官いかがでございましょうか。

○國務大臣(小坂徳三郎君) このソウル地下鉄問題に關しましては、実はわれわれも新聞報道に出るまで私個人は全く知らなかつたことであります。そうしたことが私たちの所掌しております御指摘の力基金の資金が、やはり相当ただいまの御指摘のようにこのケースには入つておるということ、そうした意味から申しましても今後はこうした事態に対しても十分注意をしていかなくてはならないし、もちろん細かくチェックする権限は基金にはございません。これは相手國側の関係もあつてそうしたことの機能はないでございますが、しかしながらも全く善意で恐らく担当者はやつたのではないかと思います。しかし、その裏に意外に御指摘のような事実があるとするならば、こうしたことがあつたんだというその現実を踏まえし、今後は特にこうした問題について十分分配意し、また可能な限りの検討をして慎重に資金運営をいたすように万全を期したいと存じます。

○市川正一君 了解いたしましたが、御努力を期待しております。

最後に、会計検査院にお伺いをしたいんであります、こうした不正防止のために法の改正をお考えになつていらつしやるよう伺つておりますが、その目的その他のいまの構想をお聞かせ願えれば幸いります。

○説明員(東島駿治君) お答えいたします。

私どもでは会計検査院の権限の拡大、強化を図るべしという衆議院及び参議院の御決議がございましたし、また参議院の決算委員会におきまして昨年の六月に、当時の福田内閣総理大臣の御答弁がございまして、それは会計検査院の検討を待つて政府として対処したいという御発言がございましたので、それをその御趣旨を受けて私ども昨年来政府関係各省庁と折衝を重ねまして意見の調整に努めたわけございまして、最近私どもとしては最終の法改正の要綱案をつくった次第でござります。この内容といたしましては、両議院の御決議の御趣旨と会計検査院が憲法上國の収入、支出の決算を検査するという機関であるという性格を

考慮いたしまして、先ほど来先生おっしゃっておられるように、国家資金の使途に対する検査の徹底を図るという見地から、主として公庫とか銀行の融資業務の適否を検査するに当たりまして、その融資先に対しましてその融資の適否を判断するに必要な最小限度の調査がその融資先に対して及ぶことができるという、そういう趣旨の法改正を願つておるわけでございまして、その一方では私どもとしましても公権力の過剰介入というようなことになつてはいけないので、融資先の立場を十分尊重するという趣旨のものでございまして、現在関係方面とこのことについていろいろ折衝しているところでござります。

○市川正一君 最後に、長官、いまお聞きのような会計検査法の改正のいろいろ検討が行われているようありますが、いずれ閣議でも議せられると思いますけれども、この点について長官の積極的な御見解を承つて質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(小坂徳三郎君) 毎々申し上げておりますように、やはり國の仕事はこれは全部国民の税金であると思ひます。税金の使い方を大切にするということは、これはもう政治の一番基本でなくてはならぬと思ひます。したがいまして、その行使が適正であつてほしいということは私一人だけの考へではない、これは恐らく歴代内閣どなたもお思ひになつたことだと思ひまして、会計検査法の改正が、まだわれわれは拝見しておりませんが、その内容につきましてもただいま申し上げたような精神がさらに検査法の改正の中に大きく生かされるよう期待をいたしております。

○市川正一君 ひとつがんばってくださいね。頼みます。

○柿沢弘治君 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案に関して、与えられた時間の中で質問をいたしたいと思ひます。若干、経済協力の基本問題でございますが、政府の開発援助の中で特に円借款の部分の拡充というものを鋭意努力をされ

ておるわけですが、その面では予算面の拡充もさることながら、それに先行する援助の約束といいますか、その部分の拡大に今まで以上の一層の努力をする必要があるというふうに考えるべきですけれども、その点に関して政府としてはどのように努力をされているのか、また今後どのような努力をしようとしているのか、その点について御質問したいと思います。

○府委員(宮崎勇君) 先生御指摘のとおり、これから援助を増大していく場合に約束をふやしていくということがあらうかと思ひます。五十二年度に約三千五百億円、五十三年度四千五百億円、五十四年度もさらに拡大の予定でございます。それで、そういう援助約束の拡大と同時にこの執行率を上げていくことが必要であります。この点についての努力も進めているわけでございまして、この執行率は五十一年度の六六%から五十二年度七四%、五十三年度には八八%と大幅に上昇しておりますが、今後ともこのように続けてまいりまして、この決定等がおくれると、国内での省庁間の調整等をして、円借款の拡充を進めてまいりたいというふうに考えております。

○柿沢弘治君 まあその面でときどき耳にするわけですけれども、わが国の経済協力に関する案件の決定等がおくれると、国内での省庁間の調整等においてはならないと思ひます。したがいまして、その行使が適正であつてほしいということは私一人だけの考へではない、これは恐らく歴代内閣どなたもお思ひになつたことだと思ひまして、会計検査法の改正が、まだわれわれは拝見しておりませんが、その内容につきましてもただいま申し上げたような精神がさらに検査法の改正の中に大きく生かされるよう期待をいたしております。

○市川正一君 ひとつがんばってくださいね。頼みます。

○柿沢弘治君 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案に関して、与えられた時間の中で質問をいたしたいと思ひます。

○説明員(大鷹弘君) 円借款の供与に関しましては、ただいま柿沢先生から御指摘のありましたように、四省庁の協議体制で運営しております。これには外務省、大蔵省、経済企画庁、通産省、この四省庁が参加しているわけでござります。外務省は外交政策の見地から、大蔵省は財政政策の見地から、それから通産省は通商政策の見地から、それぞれ

の立場からこれに参加しているわけでございますが、個々の案件につきまして時として四省庁の見解がすぐに一致しないという場合もござります。その場合には時間をかけて、そうして最終的には四省庁のコンセンサスというかこうで供与方針を決めてまいります。最近はそういうあれば大部分の機関の代表者、現地におります人のスピーデアップされまして、それほどのおくれば喀くところがあらうかと思ひます。五十二年度に約三千五百億円、五十三年度四千五百億円、五十四年度もさらに拡大の予定でございます。それから援助を増大していく場合に約束をふやしていくことがあらうかと思ひます。このほかに、たとえば世銀であるとせつから御指摘がございましたとおり、四省庁の間の協議体制をさらに緊密にいたしまして時間的なおくれが生じないように努めたいと、こう考えておるわけでござります。

○柿沢弘治君 その点に関しては援助供与国から喜ばれるようなどいいますか、本当に必要とする時期に援助の約束実施が保証されるよう、ぜひ関係省庁の御尽力をお願いをいたしたいと思ひます。

○説明員(大鷹弘君) ただいま柿沢先生おっしゃいましたとおり、わが国の援助は相手国に喜ばれるような援助に努めようとしているのか、その点についての方針、考え方があればお伺いをいたしたいと思います。

○説明員(大鷹弘君) ただいま柿沢先生おっしゃいましたとおり、わが国の援助は相手国に喜ばれるような援助にしなりやならないということにつきましては、政府としても全く同様の認識を持つております。そこで、どういう案件が先方に実際に喜ばれるものであろうかということ、つまり

案件の発掘に関しては政府としても積極的に努力をいたしております。

その例を申し上げますと、まず第一に、現地にあります大使館が経済協力基金の駐在員、あるいは国際協力事業団の駐在員、こういう方々と協力をいたしまして、先方、相手国政府と接触をすることによつて何が相手にとって本当のニーズであるか、どういうものが一番喜ばれる援助であるかを調査し、発掘に努めております。また大使館がないようなそいう小さな、たとえばアフリカのところに對しましてはわが国から、東京から調査團を派遣いたしまして、先方の政府と具体的な話し合ひをするということで、いわゆるプロジェクト発掘ミッションというものを派遣しているわけでございます。このほかに、たとえば世銀であるとか、あるいは国連のUNDPであるとか、こういうマルチの機関の代表者、現地におります人たち、こういう人たちの意見を聞いたり、情報を収集をいたしておりますし、さらに責任について言いますと、債権国会議であるとか、あるいは協議グループであるとか、そういう機会がございますので、そういうところで銳意そういうものの発掘に努めているというわけでございます。

○柿沢弘治君 私も昨年十一月にアフリカ諸国を回つてしまいまして、日本の援助に対する期待が非常に大きい。しかし、彼ら自身が一体どういう形のものがこれから民生安定といいますか、経済安定に役立つかはわからないという部分も率直に言つてあるだらうと思ひますので、その点についてそうした経済協力案件の発掘について積極的な御努力をされるよう、関係省庁のこれも御尽力を期待したいと思います。

そのときに気づいた問題なんですが、それが国の無償と有償との関連、技術協力といふものとその後の資金協力といふものがある意味でどちらに行われていて、それをもう少し有機的に関連させられないだらうかと、そういうことを考えるわけですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○説明員(大鷹弘君) 円借款つまり有償資金協力にいたしましても、あるいは無償資金協力にいたしましても、具体的な案件が実現可能、実施可能であるかどうか、つまりフィージビリティースタディーというものをやりまして、それが実施可能であるかどうかと、いうことを調査するのがこれが前提でございます。その場合に国際協力事業団が技

協力力のかつこうでチームを現地に派遣していくる。いろ調査をすると、こういうことになつております。他方において逆にすべての国際協力事業団がやつております技術協力が、わが国の資金援助に結びつくと申しますと、これは必ずしもそうではございません。と申しますのは、わが国のそういう技術協力、まあ開発調査と申しますのは資金協力とは独立にやることになつております。これにしあらわれないで、ほかの方からも考へたいということをはつきり言う國もあるわけでもござります。いずれにしましても、しかしながら実際において技術協力をやつておりますその半分ぐらいは日本からの有償、無償の資金協力につながつてゐるというのが現実でございます。

○柿沢弘治君 それは最後に、三年間倍増という計画で、いまこの基金法の改正の問題ともわれ取り組んでいるわけですから、この三年間倍増というものが達成された後、一体どういう見通しを持つていらっしゃるのか。そこでストップということではないと思うわけですけれども、その辺についての援助の基本的な方針をお伺いをして基本問題を終わりたいと思います。

○政府委員(宮崎勇君) 政府開発援助の三年間倍増につきましては、本年度の予算でも措置しておられます、現在までの執行率その他を考えますと、大体目標の三年以内にその目標を達成するというのではなく確実であろうかと思います。先ほど御報告申し上げましたように、執行率はこのところ大幅に上昇しております。三年間倍増を達成いたしました後につきましては、現在政府におきまして新しい長期経済計画を策定しておりますので、その中で盛り込みたいというふうに考えておりますが、できるだけ速やかに早い時期に先進国水準に追いつくという目標で今後とも経済協力を充実させていきたいと、そういうふうに考えております。

○柿沢弘治君 それでは基金の運営の問題に移りたいと思います。総裁にもおいでいただきて恐縮でございますが、これから借入比率を拡大をされる。これによつて思い切つて援助の、円借款の拡大を図りたいとおっしゃつておられるわけですが、そこの場合一つ気になりますのは、やはりそれに応じた審査体制の拡充というものが必要になつてこようかと思います。しかし同時に、だからといってコストを上げていつてしまつては、彼ら援助を受ける立場にとつてコストの高いものになつてしまふ。ソスト化という命題に相反することになる。その意味でなかなかむずかしい一律背反の課題を総裁以下基金の皆さんこれから達成をしていかなければいけないわけですから、現在の基金の経費なりコストなりの状況、経費率というものがどうのくらくなつてゐるのか、国際的に見て簡素な政府機関と言えるのかどうか、その辺についてちよとお伺いをいたしたいと思います。

かと思いまするが、それで十分であるかどうかと思ひますので、最近もここ三年ほど比較的政府機関の中では人員増を認めていたい方だと思いますけれども、今後も引き続き政府側の十分な御理解をいただいて、人員の所要の増加を図つてまいらなきやならぬというふうに考えておられます。

○柿沢弘治君 そうしますと、これから事業量の拡大に従つて人員その他組織の拡充という方向で計画を立てていらっしゃるわけでござりますね。

○参考人(石原周夫君) 業務量の拡大の方につきましては、先ほど政府側から御答弁がありましたが、ようやく一般的な方向がござりまするし、まだ倍増の期間も五十五年まで残つておるわけでありますので、当然それに応じました増強を図つてしまらなきやならぬと考えております。

○柿沢弘治君 経費率がそういう意味では上がっていくおそれがある。それと同時に、いままで出資と借り入れの比率が一対一であった場合、資金コスト、金利のコストが三%前後でおさまっていったものが、一対三になつてくれればこれは当然四五%に上がるわけございます。そういう場合に全体のローンのソフト化という国際的な命題と相反してくることになると思うんですけれども、その点については今後どう対処しようとしているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(宮崎勇君) 今度の基金法の改正で供入限度を一対三に引き上げるということをお願いしているわけでございますが、そうなりますと資金の調達コストとそれから貸付金利との逆さやさしきりになつておりますので、そういうことになります。条件が悪くならないように、この供入限度の引き上げあるいは資金の多様化とその々件の緩和ということと矛盾しないように措置を

○柿沢弘治君 そうすると、借入限度額が引き上げられて借入枠がふえる。今年度からそうした措置が必要になつてくる。たとえば補正予算でやるとかもしくは来年度予算で手当てをしなきゃならないと、そういう問題なんでしょうか。

○政府委員(廣江運弘君) 先ほど宮崎局長がお答えいたしましたのは将来においてということございまして、まだ五十四年度は収益率、限界率大体とんとんでおさると、多少余裕があるやらいに思つております。将来のことにつきまして、そのときどきの資金コストがどうなるか、まあ出資金の割合であるとか経費がどうなるかというようなことがござりますので、五十四年度は交付金の必要はないと思いますが、五十五年度以降のことにつきましてはまだ申し上げる段階にはございません。

○柿沢弘治君 そうしますと、そこは今後のその事業量の拡大といいますか、ディスパースメントの拡大に従つて財政当局と彈力的にといいますか、相談をしていくと、そういうことになるわけでございますか。

○政府委員(廣江運弘君) おおむねそういうことになつていいこうと思います。

○柿沢弘治君 今回借り入れの限度額が広がつて、それが日本の援助の拡大につながつていいということは、国際的なわが国の約束を果たすという意味でも大変望ましいことですけれども、同時にそれが援助の質を下げるということになつてはこれまで問題でございますので、その点についてはソフト化の傾向といいますか、要請にも相反しないように、できるだけ両立するような形で今後の基金の運営、援助の質の改善というものが図られますように、関係の皆さんのお尽力をお願いをいたしたいと思っております。

それからもう一つ、先ほど人員の拡充という話がございましたけれども、援助案件等についてはある意味で一件一件内容が違うわけでござりますし、そういう意味で基金のプロバーの職員を

どんどんふやしていくことになりますと、後でその援助内容が、たとえば工業開発からインフラに変わった場合、人が要らなくなるといいますか、特定の人が遊ぶようになってくる。しかし、やっぱりこういう政府関係機関というのは、一度雇つてしましますとなかなか中身を入れかえうるということができない。そういう意味では外部のコンサルタントとか専門家とか、そういうものをアドホックで活用していくと、なにかことが機構としての柔軟性、機動性を保つ上で必要ではないかと思うわけですけれども、そういう方向での審査体制の拡充強化というようなことをぜひお考えをいただきたいと思いますが、その点について具体的な御検討といいますか、お考え方がありますでしょうか。

○参考人(石原周夫君) おっしゃいますように、人員全体の問題でありますうえで、特に審査の問題というのは拡充を要する重要なポイントであるかと思います。普通の金融機関の審査と違いまして、私どもの方は技術的な検討を非常に必要とするということがございます。したがって、技術関係の人たちがある程度充実をする必要がございまますので、四十九年から五十三年までの間に——多くの人数が少ないからではありまするが、技術関係の職員は倍増をいたしておりますわけあります。今後もそういう意味で技術関係の充実というものがある程度要るだらうと思います。ことに先ほど来当委員会で御議論のございましたような社会開発というような保健でありますとか医療でありますとか教育でありますとか都市計画とかいうような問題になりますると、従来とまた違つた、柿沢委員御指摘のような問題が出てまいります。そういう新しい問題についても量があげてございます。そういう新しく問題についてもそうでありますし、従来の問題についても量があえてまいりますとそういうことが出てまいりますが、ある程度は自分自身の、基金自身の職員としてある程度の数は持たなければならぬと思ひますので、ある程度の増加は必要だと思うでありまするが、いまお話をございましたよう

な、ことに特殊な問題がございまするから、そういうような特殊な問題に対する技術者を職員として持つておくということは不可能でもありますし、非効率でもござりまするから、そういうようなことは避けまして、從来も柿沢委員御指摘のような特別な技術的関係につきましては外部の方に委嘱をいたしまして、お手伝いをしていただいております。今後におきましてもそういうようなことは十分に活用してまいる必要があるというふうに考えております。

○柿沢弘治君 それでは、縮めくくりでございますから、基金を監督していらっしゃる企画庁長官にお伺いをいたしたいと思いますが、先ほど申しましたような援助の拡大要請の中で援助約束を拡大し、しかもその審査なり何なりを迅速化していく、そういう点で今後とも一層の監督といいますか、長官の御尽力をお願いをいたしたいと思いますし、それから、いま絵図からお話をあつたようになります。御審査の効率化、審査の内容、質を高めると同時に、効率的な政府機関としての経済協力基金をつくり上げるという面で、ぜひ企画庁長官の御尽力をお願いをいたしたいと思いますが、その二点についてお考えをお伺いいたしましたが、私、終わりたいと思います。

○委員長(福岡田出磨君) 御異議ないと認めさせんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡田出磨君) 御異議ないと認めさせんか。

○委員長(福岡田出磨君) されど、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○市川正一君 私は日本共産党を代表して、ただいま議題となりました海外経済協力基金法の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

反対理由の第一は、先ほどの質疑でも明らかにされたように、わが国の経済協力の三分の一以上が、アメリカのアジア戦略に基づいて、重要拠点になつてゐる韓国、インドネシア、フィリピン、タイなどに集中しており、アメリカの東南アジア援助の肩がわりを果たすものになつてゐることであります。これは、アジアにおける新たな緊張強化と結びつく危険があることを指摘しなければならないであります。

反対理由の第二は、わが国の経済協力、とりわけ基金の直接借款がわが国の独占大企業の海外進出の地ならしの役割りを果たしてゐるからであります。アジア地域に対する直接投資は全体の半数を占めており、各国の中でも第一位となつております。この結果、経済協力を相手国の国民から、日本

としまして、もちろん在外公館のきわめて細かいリサーチを前提にいたしますが、同時にまたアイデアにつきまして、民間の方々の意見等も十分ひとつ入れて、そうしてこのせつかくの経済協力が、行つた後に相手方からは悪口を言われることがあります。今後におきましても、そういうようなことは、避けまして、從来も柿沢委員御指摘のよ

うな特別な技術的関係につきましては外部の方に委嘱をいたしまして、お手伝いをしていただいております。今後におきましても、そういうようなことは、十分に活用してまいる必要があるというふうに考

えております。

○柿沢弘治君 それでは、縮めくくりでございますから、基金を監督していらっしゃる企画庁長官にお伺いをいたしたいと思いますが、先ほど申しましたような援助の拡大要請の中で援助約束を拡大し、しかもその審査なり何なりを迅速化していく、そういう点で今後とも一層の監督といいますか、長官の御尽力をお願いをいたしたいと思いますし、それから、いま絵図からお話をあつたようになります。御審査の効率化、審査の内容、質を高めると同時に、効率的な政府機関としての経済協力基金をつくり上げるという面で、ぜひ企画庁長官の御尽力をお願いをいたしたいと思ひます、その二点についてお考えをお伺いいたしましたが、私、終わりたいと思います。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 非常に委員から前向きなお言葉をいただきまして、われわれといつましても、この経済協力がきわめて重要であると認識は、昨今特にまた強く感じておるところです。しかし、そのやり方とか、あるいはその協力をすべきプロジェクトそのものの対象が、やはり一義的に相手国の満足を得るというこ

と、このためにはやはりもちろん、その合意は政

府対政府になりますが、しかしその種はむしろ、民間の方々の意見も十分にひとつわれわれは配慮したい、伺いたいと思っております。たとえばドバイなどでもやっているような、宗教団体がこうした問題には非常に積極的に政府のプロジェクト決定には参加をしているというようなことも聞いておりますが、そうした方がいいのかどうかは別

にあります。この結果、経済協力を相手国の国民から、日本

济協力の名に値しないなどという批判も出されてゐるところであります。しかもわが国の大企業は、これらの地域で低賃金で多くの労働者を雇用しながら、国内では減量経営の名によつて首切り、合理化を強行し、午前中の討論の中でも明らかにされた織維問題にも見られるように、わが国

の独占大企業による逆輸入などによって、わが国の中小企業と労働者に犠牲を強いているからであります。

反対理由の第三は、経済協力の個々の内容がほとんど公開されないばかりか、協力事業がどのよう

に実施され、その国の国民に真に役立つてゐるかどうかかも実質的にチェックできない仕組みになつており、基金がつかみ金的運用にならざる得ない状態になつております。このため、ソウル地下鉄事件に見られるよう、基金の借款が政財・官界を巻き込んだ汚職、不腐の温床になつてゐるからであります。いま、経済協力についての根本的に検討をされなければならないものは、このよ

うな政府の経済協力のあり方こそ、まさにそれがであります。

経済協力をその目的にふさわしく発展させるために、第一に民主的公開の原則に立つて、すべての援助協力計画とその予算を国会で審議するよ

うにすることであります。

第二に、自主性の原則を貫き、アメリカのアジア戦略への協力、下請をやめることであります。

第三に、新植民地主義反対の原則に立つて、大企業による経済的侵略活動を厳しく規制することであります。

第四に、平和、中立の立場に立つて、社会体制のいかんを問わず、すべての国と平和五原則に基づく経済交流を進めることであります。

第五に、社会進歩を目指す国際連帯の原則に立ち、発達した工業国家として世界の平和と諸民族の独立、全人類の社会進歩のために積極的な経済協力、技術協力を進めることがあります。

以上、わが党がかねてから主張している経

そ、真に國益にも沿うものであることを申し述べて、私の反対討論を終わるものであります。（拍手）

○委員長（福岡日出麿君） 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福岡日出麿君） 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長（福岡日出麿君） 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大森昭君から発言を求められておりますので、これを許します。大森昭君。

○大森昭君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党及び新自由クラブの各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。また、案文を朗読をいたします。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律

案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行にあたり、最近における経済協力の重要性にかんがみ、政府開発援助予算の増大と質的改善、その執行の促進並びに官民一体の経済協力実施体制の整備・強化等を図るとともに、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

一、对外経済協力施策の総合的・体系的かつ効果的な実施が可能となるよう関係各省間の連携の緊密化など統一的な運用体制を確立するこ

二、わが国が国際的に表明した对外援助の早期実現に努めるとともに、相手国の実情に応じて、社会開発援助の強化を図るなどの配慮を

すること。

三、政府開発援助が国民総生産に占める比率を速やかに先進国の水準に到達せしめるよう努力するとともに、今後の財政収支の展望を踏まえ、経済協力の計画的な推進に努めること。

四、技術援助の重要性の認識にかんがみ、技術者及び相手国の実情に精通した人材の養成に努めるとともに、これらの技術者等の海外派遣の拡充を図ること。

五、経済協力推進に不可欠な海外コンサルタント及びコンサルティング企業の育成・強化に努めること。

右決議する。

以上であります。この決議案は、本委員会における審議の経過を踏まえて作成したものであります。したがいまして、その趣旨につきましては改めて説明するまでもないと存じますので、省略させていただきます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

本附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長（福岡日出麿君） 多数と認めます。よつて、大森昭君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小坂経済企画庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小坂長官。

○国務大臣（小坂徳三郎君） 御審議の過程におきましていろいろな御質問、御意見をいただきましてありがとうございました。

ただいま御決議になりました附帯決議の御趣旨は、これを体して善処いたしたいと思います。

○委員長（福岡日出麿君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いた

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福岡日出麿君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（福岡日出麿君） 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお詣りいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査のうち、産地中小企業及び石油備蓄に関する実情調査のため、委員派遣を行ふこととし、派遣委員等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福岡日出麿君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五分散会

昭和五十四年五月十一日印刷

昭和五十四年五月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局